

介(第一二七九号)	郎君紹介(第一五三五号)
難病患者等の医療及び生活保障等に関する請願 外一件(浦井洋君紹介)(第一三四六号)	同(中村茂君紹介)(第一八〇二号)
國立腎センター設立に関する請願(浦井洋君紹介)(第一三四七号)	母子保健法改正に関する請願(小沢貞孝君紹介) (第一八〇三号)
四月三日	難病患者等の医療及び生活保障等に関する請願 外四件(田邊誠君紹介)(第一五五四号)
雇用・労働条件の改善に関する請願(柴田睦夫 君紹介)(第一三七六号)	同(串原義直君紹介)(第一八〇四号)
同(中島武敏君紹介)(第一三七七号)	同(田中美智子君紹介)(第一八〇五号)
同(不破哲三君紹介)(第一三七八号)	國立腎センター設立に関する請願(伊藤宗一郎 君紹介)(第一六一一号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第一一五三八号)	同(愛知和男君紹介)(第一六一八号)
同(中路弘君紹介)(第一三九号)	同(三塚博君紹介)(第一六六四号)
福祉の国庫負担金削減反対等に関する請願(菅 直人君紹介)(第一三七九号)	カイロプラクティック等の医業類似行為に関する 請願(冬柴鉄三君紹介)(第一六一二号)
同(河野正君紹介)(第一三八四号)	保育所制度の充実に関する請願(林義郎君紹介 (第一六二七号))
同(柏崎弥之助君紹介)(第一三八五号)	予防接種健康被害者及び遺族援護法制定に関する 請願(菅直人君紹介)(第一六二九号)
同(稻崎弥之助君紹介)(第一四五五号)	肢体障害者の生活保障等に関する請願(永井孝 信君紹介)(第一六六五号)
同(村山富市君紹介)(第一五六六号)	看護婦の夜勤日数の制限等に関する請願(柴田 陸夫君紹介)(第一七一五号)
カイロプラクティック等の医業類似行為に関する 請願(谷洋一君紹介)(第一三八〇号)	福祉の充実に関する請願(田中美智子君紹介 (第一六六五号))
労働基準法改正に関する請願(伊藤茂君紹介 (第一四一一号))	重度身体障害者の雇用に関する請願(亀井善之 君紹介)(第一八二三号)
同(岩華寿喜男君紹介)(第一四一二号)	同(鴻池祥筆君紹介)(第一八二三号)
同(加藤万吉君紹介)(第一四一三号)	同(高橋辰夫君紹介)(第一八一四号)
同(松前仰君紹介)(第一五四一號)	重度身体障害者の雇用に関する請願(鷹嶋譲君紹 介)(第一九三〇号)
労働基準法改正に関する請願(伊藤茂君紹介 (第一四一一号))	同(森喜朗君紹介)(第一九五二号)
労働基準法の改正に関する請願外二件(伊藤茂 君紹介)(第一四一〇号)	脊髄損傷治療技術の研究に関する請願(鴻池祥 筆君紹介)(第一八一五号)
同(児玉健次君紹介)(第一五四〇号)	同(森喜朗君紹介)(第一九五三号)
労働基準法改正に関する請願(伊藤茂君紹介 (第一四一一号))	カイロプラクティック等の医業類似行為に関する 請願(渡海紀三朗君紹介)(第一九五〇号)
同(岩華寿喜男君紹介)(第一四一二号)	労働基準法改正に関する請願(中島武敏君紹介 (第一九五一号))
保育制度の維持、充実に関する請願(大野潔君 紹介)(第一七七九号)	同(高橋辰夫君紹介)(第一八一六号)
國立腎センター設立に関する請願(池端清一君 紹介)(第一七八〇号)	カイロプラクティック等の医業類似行為に関する 請願(渡海紀三朗君紹介)(第一九五〇号)
重度身体障害者の雇用に関する請願(園田博 之君紹介)(第一一二三号)	労働基準法改正に関する請願(中島武敏君紹介 (第一九五一号))
脊髄損傷治療技術の研究に関する請願(園田博 之君紹介)(第一一二四号)	同(山崎拓君紹介)(第一四三六号)
同月十六日	五月初六日
同(宮里松正君紹介)(第一七八二号)	難病患者等の医療及び生活保障等に関する請願 (矢島恒夫君紹介)(第一三三一號)
同(土井たか子君紹介)(第一九四九号)	同(田邊誠君紹介)(第一三六七号)
同(高橋寅男君紹介)(第一五三七号)	同(菊池君紹介)(第一三三一〇号)
同(野呂田芳成君紹介)(第一四一七号)	同(村岡兼造君紹介)(第一四三七号)
同(石井一君紹介)(第一四一六号)	同(井洋君紹介)(第一三一八号)
同(石井一君紹介)(第一四一七号)	同(田邊誠君紹介)(第一三六一號)
同(野呂田芳成君紹介)(第一五三七号)	同(若林正俊君紹介)(第一五八七号)
國立腎センター設立に関する請願(石井一君紹 介)(第一四一八号)	労働基準法の改正に関する請願(井出正一君紹介 (第一五八八号))
労働基準法改悪反対等に関する請願(寺前巖君 紹介)(第一五三四号)	同(中島衛君紹介)(第一五八五号)
保育制度の維持、充実に関する請願(角屋堅次 君紹介)(第一五三四号)	同(中島衛君紹介)(第一五八六号)
同(串原義直君紹介)(第一八〇一号)	同(若林正俊君紹介)(第一五八七号)
同(清水勇君紹介)(第一八〇一号)	同(井出正一君紹介)(第一五八八号)

同(小坂善太郎君紹介)(第三五八九号)	同(栗山明君紹介)(第二九一〇号)
同(中島衛君紹介)(第三五九〇号)	同(渡部恒三君紹介)(第二九一一号)
同(宮下創平君紹介)(第二五九一号)	は本委員会に付託された。
同(若林正俊君紹介)(第二五九二号)	
母子保健法改正に関する請願(井出正一君紹介)	
(第二五九三号)	
同(小坂善太郎君紹介)(第二五九四号)	同(栗山明君紹介)(第二九一〇号)
同(中島衛君紹介)(第二五九五号)	同(渡部恒三君紹介)(第二九一一号)
同(宮下創平君紹介)(第二五九六号)	
同(若林正俊君紹介)(第二五九七号)	
同月八日	四月八日
労働基準法の改正に関する請願(上田卓三君紹介)(第二六八四号)	国立病院・国立療養所の整備充実に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三の五の一東京都議会内若松貞一外九名)(第八一号)
療術の制度化促進に関する請願外一件(宇野宗佑君紹介)(第二七六一号)	難病患者等の医療及び生活保障等に関する陳情書(北海道夕張市紅葉山二四七秋葉一郎外千九百七十九名)(第八二号)
重度戦傷病者と妻の援護に関する請願(山崎拓君紹介)(第二八〇一号)	腎疾患総合対策の早期確立に関する陳情書(神戸市須磨区高倉台六の一〇の四山内清子外三千九百二十三名)(第八三号)
同(渡部恒三君紹介)(第二八〇二号)	進行性筋ジストロフィー対策の拡充強化に関する陳情書(徳島市万代町一の一徳島県議会内西条晃正)(第八四号)
同外一件(伊藤宗一郎君紹介)(第二九二二号)	生活保護の級地差拡大・細分化に関する陳情書(徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜一七〇鳴門市議会内原田一幸)(第八五号)
同(塚原俊平君紹介)(第二九一三号)	労働時間短縮と休日増加に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三の五の一東京都議会内若松貞一外九名)(第八七号)
同(野呂田芳成君紹介)(第二九一四号)	雇用安定施策の充実強化に関する陳情書(神戸市中央区下山手通五の一〇の一兵庫県議会内山本幸男)(第八八号)
同(森喜朗君紹介)(第二九一五号)	は本委員会に参考送付された。
労働基準法第三十四条の改正に関する請願(池端清一君紹介)(第二八五九号)	
労働基準法の一部を改正する法律案に関する請願(池端清一君紹介)(第二九一五号)	
生協法の改悪反対に関する請願(東中光雄君紹介)(第二八六〇号)	
生協法の改悪反対に関する請願(東中光雄君紹介)(第二八六一号)	
雇用・労働条件の改善に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第二八六二号)	
保育所制度の充実に関する請願(佐藤又生君紹介)(第二九〇六号)	
カイロ・プラクティック等の医業類似行為に関する請願(井上喜一君紹介)(第二九〇七号)	
療術の制度化促進に関する請願(園田博之君紹介)(第二九〇八号)	
同(西田司君紹介)(第二九〇九号)	

る法律案(内閣提出第四七号)、
身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案
(内閣提出第一六六号)
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求める件(内閣提出、承認第二号)
厚生関係の基本施策に関する件
労働関係の基本施策に関する件

以下、昭和六十二年度における主要な施策について申し述べます。
まず、昨年六月に閣議決定された「長寿社会対策大綱」を指針として、高齢者について総合的な対応を講じています。この際、斎藤厚生大臣及び平井労働大臣から、それぞれ所信を表明したいとの申し出がありますので、順次これを許します。斎藤厚生大臣。
○斎藤国務大臣 社会労働委員会の御審議に先立ち、所信の一端を申し述べたいと存じます。
今日、我が国の経済社会は、高度情報化、技術革新の進展、厳しい国際経済環境のもとでの経済の構造調整といった大きな変化の局面の中で、世界にも例がない本格的な長寿社会に向かって着実に歩みを進めております。こうした未知への歩みの中で国民すべてが健康で生きがいを持って暮らすことのできる明るい福祉社会をつくり上げいくことは、私どもに課せられた最も大きな仕事であります。

幸いにも、二十一世紀に至るここ十数年は、人口構造から見て社会全体として働き盛りの方々が多く、将来の超高齢社会にふさわしい経済社会システムの構築の準備に最も適切な時期であると考えます。
この好機を生かし、長寿社会の基盤となる社会保障について、将来を見据えた長期的な観点に立ちながら、国民の方々すべてが安心して頼ることのできる公平、公正な制度となるよう見直しを行い、国民の信頼と期待にこたえていかなければなりません。
また、今後増大し、多様化すると見込まれる要介護老人等のニーズに対応し、福祉と保健医療の連携、調整を図り、最も適切なサービスをきめ細かく提供できる体制を整備していくことが必要であり、これを支える十分なマンパワーを養成、確保していくことが重要であると考えております。
私は、このような見地に立ち、厚生行政の新たな展開と着実な推進を図つてまいりたいと考えております。
まず、介護等を要する高齢者が可能な限り住み慣れた地域や家庭において暮らすことができるよう、デイサービス事業の格段の拡大、ホームヘルパーの増員等を図るとともに、保健医療面の機能訓練、訪問指導を充実する等在宅サービスを拡充することといたしております。在宅での介護等が困難な方々のためには、引き続き特別養護老人ホーム等の施設を整備するとともに、医療サービスと生活サービスをあわせて提供する老人保健施設を全国的に整備してまいります。
さらには、深刻化している痴呆性老人問題に対処するため、総合的な施策の推進について検討を進めています。
このような施策が有効に機能するためには、福祉と保健医療が一体となつて推進されることは不可欠であります。このため、都道府県に高齢者総合相談センターを設置し、幅広い情報の提供等を行うとともに、市町村に高齢者サービス調整チームを組織し、施策相互の連携を図つてしまいま

る
本日の会議に付した案件
年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務
年金特例及び国庫納付金の納付に関する法律案
(内閣提出第三三号)
医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する
法律案(内閣提出第四一号)
児童扶養手当法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号)
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案
(内閣提出第六号)
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正す

る
また、今後増大し、多様化すると見込まれる要
介護老人等のニーズに対応し、福祉と保健医療の
連携、調整を図り、最も適切なサービスをきめ細
かく提供できる体制を整備していくことが必要で
あり、これを支える十分なマンパワーを養成、確
保していくことが重要であると考えております。
私は、このような見地に立ち、厚生行政の新たな
展開と着実な推進を図つてまいりたいと考えて
おります。
まず、介護等を要する高齢者が可能な限り住み
慣れた地域や家庭において暮らすことができるよ
う、デイサービス事業の格段の拡大、ホームヘル
パーの増員等を図るとともに、保健医療面の機能
訓練、訪問指導を充実する等在宅サービスを拡充
することといたしております。在宅での介護等が
困難な方々のためには、引き続き特別養護老人
ホーム等の施設を整備するとともに、医療サービ
スと生活サービスをあわせて提供する老人保健施
設を全国的に整備してまいります。
さらには、深刻化している痴呆性老人問題に対
処するため、総合的な施策の推進について検討を進
めてまいります。
このような施策が有効に機能するためには、福
祉と保健医療が一体となつて推進されることが不
可欠であります。このため、都道府県に高齢者総
合相談センターを設置し、幅広い情報の提供等を
行うとともに、市町村に高齢者サービス調整チー
ムを組織し、施策相互の連携を図つてしまいま

介護ニーズの増大等に対応するため、社会福祉士及び介護福祉士の資格を定め、国民が安心してこれらサービスを受けることができるようにならうと考へてあります。

高齢者に関する施策と並んで重要と考えておりますのは、児童、障害者などに対するきめ細かな対策の推進であります。

このため、来るべき長寿社会を担う児童が健やかに成長するよう健全育成対策等の児童福祉対策の充実に努めるとともに、障害者対策についても、本年が「国連・障害者の十年」の中間年に当たることから、特にその推進強化に努めてまいります。

公的年金制度につきましては、長年の懸案でありました積立金の自主運用が実現の運びとなり、このための法律案の御審議をお願いいたしますとともに、年金額の特別スライド等を行う所存であります。さらに、長寿社会にふさわしい年金制度の確立を図る観点から、公的年金制度の一元化等につき所要の検討を進めてまいります。

また、医療保険制度につきましては、引き続き医療費の適正化を徹底して進めるとともに、将来にわたり制度全体の安定した運営を確保していくため、国民健康保険の改革に取り組み、また、社会保険審議会において医療保険制度の一元化を見据えた基本的な問題について幅広く検討していただきこととしております。

次に、保健医療の分野における施策について申上げます。

まず、緊急の課題となっているエイズ対策につきましては、我が国では患者の発生は少數にとどまっているものの、最近の動向を見ると感染の拡大が懸念される状況となっております。このため、政府としてもエイズ対策関係閣僚会議を開催し、「エイズ問題総合対策大綱」を決定したところであります。これに基づき、広報活動、感染予防、治療薬の開発等の対策を強力に推進するとともに、予防等のための必要な法的措置を講ずることといたしております。

血液確保対策、覚せい剤等の乱用防止のための官

次に、懸案の精神保健医療対策につきましては、精神病院入院患者の人権擁護の推進と社会復帰の促進を図るため精神衛生法の改正法案を今国会に御提案申し上げているところであります。今後とも、広く国民の精神保健の向上に資する施策を展開してまいる所存であります。

さらに、国立病院・療養所につきましては、国立医療機関にふさわしい医療を担つて、いけるよう、その機能の充実強化を図るために、再編成を着実に進めいくこととしております。このための国立病院等の再編成に伴う特別措置に関する法律案が継続審査となっておりますので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

また、医療の高度化と国際化に対応して、臨床工学技士等の新たな資格制度を設けるとともに、外国医師の研修のための特例措置を講ずることとしております。

健康の維持確保のための科学技術研究の推進につきましては、引き続き、「対がん十カ年総合戦略」に基づくがん対策に積極的に取り組むとともに、新たに、老化メカニズムの解明等を行うシルバーサイエンス研究に着手するほか、先端的科学技術を活用して民間で行われる医薬品、医療用具等に関する技術開発を振興するための出融資制度を創設することとしております。

次に、中国残留孤児対策につきましては、訪日調査をおおむね終える運びとなりましたので、この機会に中国を訪問し、孤児対策の推進に当たり協力をいただいた中国政府並びに長年にわたり多くの孤児を養育していただいた養父母を始め中国国民に対する孤児の一日も早い帰国受け入れと定着自立促進に全力を挙げて取り組む所存であります。

このほか、薬務行政につきましては、医薬品の安全性確保に万全を期するとともに、献血による

民を通じての予防啓発活動等に積極的に取り組んでまいります。

生活衛生行政につきましても、化学物質の安全確保の総合対策に着手するとともに、引き続き環境衛生関係業の振興、指導、食品の安全確保に努め、水道、廃棄物処理施設の整備及び合併処理浄化槽の整備を進めてまいる所存であります。

また、地方事務官制度の廃止を内容とした厚生年金保険法等の一部を改正する法律案についても、よろしく御審議をお願い申し上げます。以上、所信の一端を申し上げましたが、厚生行政の課題は、このほか、いずれも国民生活と密着した、ひとときもゆるがせにできないものばかりであります。私は、皆様の御理解、御協力を得ながら諸問題の解決に取り組んでまいる所存であります。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

(拍手)

○堀内委員長 平井労働大臣

○平井労働大臣 社会労働委員会の御審議に先立ち、今後の労働行政について所信を申し述べ、委員各位を初め、国民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

これまでの急速な円高の進展を背景として、広範な産業構造の転換が進行しております。このため、特に造船、鉄鋼等の構造不況業種及びその関連地域を中心に雇用調整が本格化し、失業者が増加するなど雇用面への影響は看過できない事態となつており、本年一月には完全失業率が史上初めて3%を記録しております。今や、雇用の安定の確保は、国政の最重要課題の一つであり、私としても最大限の努力を傾注してまいる所存であります。

また、労働条件の向上と労働者福祉の増進は、雇用の安定の確保と並んで、経済社会の安定、発展と豊かな国民生活の実現のための基本的課題であります。

私は、このような見地に立って、労働行政を積極的に進めてまいる所存であります。

第一は、産業構造の転換等に対応した総合的雇用対策であります。

用対策であります。

現下の厳しい雇用失業情勢に対処するため、政府は、昨年十二月に政府・与党雇用対策推進本部を設置し、経済政策、産業政策と一体となった総合的な雇用対策の推進に取り組んでいるところであります。また、地域雇用対策推進協議会の開催により、地域の雇用動向を的確に把握し、地域の実情を十分踏まえた対策を進めることとしております。

労働省におきましても、産業構造の転換等に対応した緊急対策として三十万人雇用開発プログラムを実施し、失業の予防、能力開発及び雇用開発に重点を置いた雇用対策を強力に推進しております。

また、地域における厳しい雇用情勢に対処するため、先般成立した地域雇用開発等促進法に基づき、各種助成制度の活用による雇用開発の促進を中心化する能力開発の推進等を内容とする総合的な地域雇用対策を推進してまいります。

さらに、炭鉱離職者対策につきましても、第八次石炭政策に基づく石炭離職の合理化等に対応した施策の推進に努めてまいります。

第二は、労働条件の向上と労働者福祉の増進のための対策であります。

週休二日制の普及等労働時間短縮は、労働者福祉の觀点はもとより、長期的に見た雇用機会の確保や内需拡大等の觀点からも重要であり、引き続き、社会的、国民的合意形成の促進と労使の自主的効力に対する指導、援助に努めてまいります。

労働基準法につきましては、中央労働基準審議会の建議に沿い、法定労働時間の短縮、年次有給休暇の最低付与日数の引き上げ等社会経済情勢の変化に対応した改正を行うこととしており、今国会にそのための法律案を提出いたしましたので、

よろしく御審議をお願い申し上げます。

また、豊かで安定した労働者生活を実現するためには、持ち家の取得等を促進することが極めて重要であります。

実等を図ることとしており、今国会にそのための法律案を提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

第三は、障害者等特別な配慮を必要とする人々の職業生活援助対策であります。

本年は、「国連・障害者の十年」中間に当たつております。障害者対策の一層の強化が求められております。

このため、精神薄弱者対策の充実強化、身体障害者の雇用の安定のための施策の拡充、職業リハビリテーション体制の整備等を内容とする法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

また、本年四月一日を期して国鉄の新経営形態への移行が実施されましたが、清算事業团職員の円滑な再就職を促進するため、さきの国会で成立した再就職促進法に基づく諸施策に全力を挙げて取り組んでまいります。

このような労働行政の展開に加え、我が国の経済社会におけるさまざまな構造変化に的確に対応するため、高年齢者の雇用就業対策、男女の雇用機会均等の確保等女子労働者対策、職場における健康と安全の確保対策、職業能力開発対策等を積極的に推進するとともに、良好な労使関係の維持発展を図るための環境づくりに努めてまいります。

また、臨時行政調査会の答申を受け、職業安定関係地方事務官制度の廃止、都道府県労働局の設置等を内容とする法律案を今国会に提出いたしましたので、よろしく御審議をお願い申し上げます。

以上、当面する労働行政の重点事項について私の所信の一端を申し述べました。委員長初め、委員各位の御指導、御鞭撻を賜りますよう何とぞよろしくお願いを申し上げます。(拍手)

○堀内委員長 以上で両大臣の所信表明は終わりました。

○堀内委員長 内閣提出、年金財政基盤強化のための年金福祉事業團の業務の特例及び国庫納付金法の一部を改正する法律案、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律案、児童扶養手当法等を内容とする法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求める件の各案件を議題とし、順次趣旨の説明を求めます。斎藤厚生大臣。

なお、この法律案については、本年四月一日から実施することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました医薬品副作用の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

我が国は、現在、人口の高齢化が急速に進行しておりますが、本格的な長寿社会においても活力ある福祉社会を維持していくためには、何よりも国民の健康の確保が基本であり、高齢化に伴い増大の危惧される疾病等を克服し、積極的に健康増進を図ることが緊要の課題となつております。

他方、近年目覚ましい進展を遂げているバイオテクノロジーを中心とする先端的科学技術は、これを保健医療の分野で十分に活用していくべき、

そのために、年金財政の基盤を強化していく制度として国民生活において重要な役割を果たす

ことにより、本格的な高齢化社会に向けて、長期的に安定した制度運営が図られなければなりません。

そのためには、年金財政の基盤を強化していくことが重要であり、年金積立金の運用の仕組みを改善することにより、より多くの運用収益を確保していくことが大きな課題となっております。

そのために、年金財政の基盤を強化していくことは、年金積立金の運用の仕組みを改善することにより、より多くの運用収益を確保していくことが大きな課題となっております。

しかしながら、これらの先端的科学技術の研究・応用は、まだ未知の分野も多く、今後の広範な研究の蓄積が必要とされております。そのためには、広く基礎科学研究を充実強化することは

今回提出いたしました法律案は、このような要請にかんがみ、厚生年金保険事業及び国民年金事業の財政基盤の強化に資するため、年金福祉事業團の新たな業務として、資金運用部から借り入れの一部を改正する法律案、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律案、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案及び地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関する承認を求める件の各案件を議題とし、順次趣旨の説明を求めます。斎藤厚生大臣。

なお、この法律案については、本年四月一日から実施することといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました医薬品副作用の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申します。

我が国は、現在、人口の高齢化が急速に進行しておりますが、本格的な長寿社会においても活力ある福祉社会を維持していくためには、何よりも

国民の健康の確保が基本であり、高齢化に伴い増大の危惧される疾病等を克服し、積極的に健

康増進を図ることが緊要の課題となつております。

一方、近年目覚ましい進展を遂げているバイオ

テクノロジーを中心とする先端的科学技術は、これ

を保健医療の分野で十分に活用していくべき、

そのためには、年金財政の基盤を強化していく

ことにより、本格的な高齢化社会に向けて、長期

的に安定した制度運営が図られなければなりません。

そのためには、年金財政の基盤を強化していく

ことは、年金積立金の運用の仕組みを改善することにより、より多くの運用収益を確保

してまいります。

そのためには、年金財政の基盤を強化していく

それぞれ別個の勘定を設けることとしておりま
す。

なお、この法律の施行期日は、本年十月一日からとしておりますが、研究振興業務のための出資の募集に関する事項については公布の日から施行することとしております。

何と慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました児童扶養手当法等の一部を改正する法律案についてその提案理由及び内容の概要及び内容の概要を御説明申し上げます。

母子家庭及び心身障害者による各種手当制度並びに老人、障害者等の所得保障の中心である年金制度につきましては、従来からその充実に努めてきたところであります。最近の厳しい財政状況のもとにあっても、母子家庭、障害者、老人等に対する社会経済情勢の動向に対応した適切な配慮が必要あります。

今回の改正案は、このような趣旨にかんがみ、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当等の額の引き上げを行うとともに拠出制国民年金、厚生年金及び老齢福祉年金について給付の改善等を行うこととするものであります。

以下、改正案の内容について御説明申し上げます。

まず、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律の改正について申し上げます。

第一に、老齢福祉年金の額につきましては、拠出年金制度の改善について申し上げます。

第一に、拠出制国民年金及び厚生年金の物価スライドの特例措置について申し上げます。

第一に、老齢福祉年金の額につきましては、拠出年金の額の引き上げに準じて月額二万七千二百円から二万七千四百円に、本年四月から引き上げることとしております。

第三に、旧国民年金法による老齢年金につきましては、昭和六十三年一月から、現行の年四回支払いを、二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六回支払いに変更することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

第二に、特別扶養手当の額を、現行の月額四万八百円から四万千百円に引き上げることであります。

第三は、原子爆弾小頭症手当の額を、現行の月額三万八千円から三万八千四百円に引き上げることであります。

第四は、健康管理手当の額を、現行の月額一万七千二百円から二万七千四百円に引き上げることであります。

第五は、保健手当の額を、一定の範囲の身体上の障害のある者等に対し支給されるものについては、現行の月額二万七千二百円から一万七千四百円に、それ以外のものについては、現行の月額一万三千六百円から一万三千七百円に引き上げることであります。

また、これらの改正の実施時期は、昭和六十二年四月一日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

第三に、障害児福手当、特別障害者手当及び書児福手当及び経過的に支給されている福祉手当の額につきましては、月額一万五千五百五十円から一万千六百五十円に、特別障害者手当の額につきましては、月額二万八百円から二万九百円に、それぞれ本年四月から引き上げることとしております。

次に、国民年金法等の一部を改正する法律の改正等年金制度について申し上げます。

第一に、拠出制国民年金及び厚生年金の物価スライドの特例措置について申し上げます。

第一に、老齢福祉年金の額につきましては、拠出年金の額の引き上げに準じて月額二万七千二百円から二万七千四百円に、本年四月から引き上げることとしております。

第三に、旧国民年金法による老齢年金につきましては、昭和六十三年一月から、現行の年四回支払いを、二月、四月、六月、八月、十月及び十二月の年六回支払いに変更することとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、特別児童扶養手当の額につきましては、障害児一人につき月額二万七千二百円から一万七千四百円に、重度障害児一人につき月額四万

者については、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律により、健康診断及び医療の給付を行うとともに、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律により、医療特別手当等の支給を行い、被爆者の健康の保持増進と生活の安定を図つてしまつたところであります。

本法律案は、被爆者の福祉の一層の向上を図るために、医療特別手当等の額の引き上げを行うこととし、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正しようとするものであります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

まず第一は、医療特別手当の額を、現行の月額十一万八千円から十一万五千六百円に引き上げることであります。

第二は、特別手当の額を、現行の月額四万八百円から四万千百円に引き上げることであります。

第三は、原子爆弾小頭症手当の額を、現行の月額三万八千円から三万八千四百円に引き上げることであります。

第四は、健康管理手当の額を、現行の月額一万七千二百円から二万七千四百円に引き上げることであります。

第五は、保健手当の額を、一定の範囲の身体上の障害のある者等に対し支給されるものについては、現行の月額二万七千二百円から一万七千四百円に、それ以外のものについては、現行の月額一万三千六百円から一万三千七百円に引き上げることであります。

また、これらの改正の実施時期は、昭和六十二年四月一日としております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

次に、ただいま議題となりました戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この身体障害者雇用促進法は、身体障害者の雇用の促進を目的としており、一部の規定は精神薄弱者についても適用されていましたが、すべての障害者を対象とする法律とはされていないところであります。精神薄弱者等を含め障害者全般の対策が重要になってまいりますとともに、国際的にもすべての種類の障害者に対する雇用対策の実施が求められており、身体障害者雇用促進法につきましても、その対象を障害者全般に拡大し施策の充実強化を図ることが強く求められています。

置かれた状況にかんがみ、年金の支給を初め各種の援護施策を講じ、福祉の増進に努めてきたところですが、昭和六十二年度においても、年金等の支給額を引き上げることとし、関係の法律を改正しようとするとるものであります。

改正の内容は、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正し、障害年金、遺族年金等の額を恩給法の改正に準じて引き上げるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○堀内委員長 平井労働大臣

身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律案地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求めるの件

〔本号末尾に掲載〕

また、近年、離職する障害者が増加し、雇用の促進のみならず、その雇用の安定のための施策の充実強化を図る必要があります。

一方、雇用率制度及び納付金制度上の精神薄弱者の取り扱いにつきましては、かねてから懸案となつておきましたが、昨年七月、身体障害者雇用審議会より、雇用されている精神薄弱者については身体障害者と同様に取り扱うこととすべきであるとの意見書の提出を見たところであります。

さらに、近年、障害の重度化、多様化が進展しております。就職の困難な障害者が増加していますが、これらの障害者の雇用の促進を図っていくためには、職業リハビリテーションを強力に推進することが必要となっており、その体制の整備を図ることが喫緊の課題となっています。

このような状況にかんがみ、政府といいましたしては、この法律案を作成し、身体障害者雇用審議会にお諮りした上、ここに提出した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、法律の対象となる障害者の範囲の拡大及び施策の拡充であります。すなわち、雇用率制度等を除き身体障害者雇用促進法上の施策の対象をすべての障害者に拡大するとともに、企業に在職中に障害者となつた労働者の雇用継続のための助成措置、雇用されている障害者に対する助言・指導の実施等障害者の雇用の安定のための施策を充実強化することといたしております。そして、これに伴い、法律の名称を身体障害者雇用促進法から障害者の雇用の促進に関する法律へと改めることとしております。

第二は、精神薄弱者対策の充実強化であります。雇用されている精神薄弱者につきまして、雇用率制度上身体障害者を雇用する場合と同様に取り扱うこととし、納付金制度上もこれまで講じられておりました助成金の支給等の措置に加えて、身体障害者雇用調整金及び報奨金の支給の対象に加えることといたしております。

第三は、職業リハビリテーションの推進であります。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

年金制度が成熟して、受給者が急激にふえていて、後代の人の保険料の負担も急激にふえてまいります。

原則等を法律上規定するとともに、これまで雇用促進事業団、身体障害者雇用促進協会等多岐の団体において設置または運営されてまいりました職業リハビリテーションに関係する施設を障害者職業センターとして法律上位置づけ、この設置運営の業務を日本障害者雇用促進協会において一元的に実施することといたしております。

なお、この法律の施行は、企業に在職中に障害者となつた者の雇用継続のための助成に係る部分については本年七月一日から、他の部分については昭和六十三年四月一日からといたしております。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げました。何とぞ御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、地方自治法第五十六第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に関し承認を求める件について、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

現在、労働省の地方支分部局として、公共職業安定所が全国に配置されておりますが、これらに関して、現下の重要な課題である行政改革の一環と関連して、現下の重要な課題である行政改革の一環として、その一部を整理統合するとともに、近年の地域の実情の変化に伴い、その配置の適正化を図る必要が生じてきております。

この案件は、昭和六十二年度において行う予定の右の理由による再編整理に基づき、国会の御承認を求めるようとするものであります。

何とぞ御審議の上、速やかに御承認下さい。

以上であります。

○堀内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

年金制度が成熟して、受給者が急激にふえていて、後代の人の保険料の負担も急激にふえてまいります。

○村山(富)委員 年金財政基盤強化のために年金積立金を自主運用したいというのが、趣旨説明にもございましたように、長い間の念願であったわけです。これがようやく日の目を見たわけでありますから、最初の年でもありますし、幾つかの問題について見解を承っておきたいというように思っていますので、これから質問をいたしたいと思いま

す。まず、年金積立金というものは将来どの程度の額になつていくのか、その将来見通しについて承つておきたいと思うのです。

○水田政府委員 お答え申し上げます。

厚生年金、国民年金の積立金の将来推計でございますが、六十二年度六十一兆円、六十五年度七十六兆円、七十年度百兆円、八十年度百二十四兆円、九十年度百三十六兆円、百年度約百七十三兆円と見込んでおります。

○村山(富)委員 今お話をございましたように、年次を追つて積立金は相当ふえていくわけですが、それでも、しかしながら、それに見合つて成熟度が高まつてしまりますと、受給者もふえてまいりますから、必ずしも年金財政は円滑にはいかない面もあるというふうに思われるわけであります。そもそも年金積立金の持つておる意義とか目的といつたものはどの辺にあるのかということについても、この際見解を明らかにしておいてもらいたいと思うのです。

所の設置等を行つことにについて、地方自治法第五十六条第六項の規定に基づき、国会の御承認を求めるようとするものであります。

○水田政府委員 年金の財政方式は、受給者が恒常状態になった場合は、公的年金の場合、大体賦

課方式になるのが一般的な方式でございますが、

という場合は、その受給者のふえるのに応じまして、後代の人の保険料の負担も急激にふえてまいります。

○斎藤国務大臣 今先生がおっしゃられましたように、これから本格化する高齢化社会、長寿社会にあって年金の成熟化というのは非常に早いスピードで進むわけでございます。そういう際に、後代の方々の保険料負担を少しでも緩和していくために、この年金の積立金を、今おっしゃられましたように、安全かつ有利に運用をしてまいります。いうことは非常に重要な問題である。このたびの自主運用、そしてこの年金財政基盤強化法案を出したところです。したがって、自主運用事業のねらいの積立金の運用については安全で確実、できる限り有利に運用するということが当然要請されると思うのです。したがって、自主運用事業のねらいの積立金の運用については安全で確実、できる限り有利に運用するということが当然要請されると思うのです。

○村山(富)委員 させていただき、これに基づいてできる限りの努力をして、将来の年金財政に資してまいりたいと考えておるところでございます。

○村山(富)委員 今度のこの国会に年金積立金の自主運用法案のほかに郵便貯金、簡易保険についても同様の法案が提出されているわけですが、郵貯の自主運用と年金積立金の自主運用とは基本的にはどういうところに違いがあると言われるのか、そこらの見解についてもこの際承っておきたいと

思います。

○水田政府委員 私どもの自主運用は、先ほど大臣からお答え申し上げましたように、将来の年金財政の安定に寄与するということが目的でございまが、今回郵便貯金について行われます自主運用は、金融自由化に適切に対処していくために行われるものと承知をいたしております。

○米澤説明員 お答え申し上げます。
の際、大蔵省の見解も聞いておきたいと思うのですが、年金の積立金と郵貯や簡保の金との性格の違いというのは一体どういうところにあるというふうに思われるか、今厚生省から答弁がございましたけれども、自主運用のあり方についてどういう点に違いがあると判断されておるのか、こういう点について大蔵省の見解を聞いておきたいと思います。

いりますけれども、こうしたものは、やはり国の制度あるいは国の信用というものが背景になつて集まつくるお金でございますから、それはやはり国の方針目的のために一元的に公共目的に運用されるべきものではないかということで、実は昭和二十六年に資金運用部が発足いたしまして以来、資金運用部によるところのこうした公共資金の統合運用というものが行われてきたわけでござります。

ところで、今回御審議をお願いしておりますこの年金財政基盤強化法の第一条にございますとおり、年金資金につきましていわゆる自主運用と云われておりますけれども、年金財源強化のため事業が創設されるということは、年金の給付に要する費用の財源を確保し、もつて年金の財政基盤の強化をするということが目的でございます。これに対しまして、郵便貯金の方は、郵便貯金の全

融自由化対策資金という郵便貯金の中に特別な規定ができまして、これは郵便貯金がそのまま運用されるというよりも、やはり郵便貯金が金融の自由化の中で成り立っていくよう、いわばそういうマーケットでの金融のレートというものが郵便

貯金の収益にリンクするような仕掛けをやろううまいことで設立された事業で、両者の運用事業の性格、目的が違うということは、御指摘のとおりでございます。

そこで、ただそれぞの事業の性格は違います

位置づけられているというふうに考えております。
○村山(言)委員 その性格の違いに基づく扱いの方について、また後で御質問したいと思うのですが、その前に、最近の円高やドル安による為替レートの関係等もありまして、史上最低の低金利政策がとられており、このように金融環境が大変厳しい状況にあるわけでございますが、今まで御説明がありましたような年金の長期にわたる財源の涵養を図つていく、そのためにはこの自主運用の事業がどのような成果を上げていくかということは極めて注目をされることだと思うのです。したがつて、この自主運用事業の運用方針、資金運用を行つていく考え方等をこの際明らかにしておいていただきたいというふうに思うのです。
○水田 政府委員 私どもは共済組合の運用の方とバランスをとつて自主運用の事業を拡大していくべきだ、こういうふうに思つているわけでございますが、具体的には毎年度毎年度の新規預託金の三分の一について自主運用の要求をしまりたい、このようになっておるわけでございます。こういう考えに立ちまして、その成果が具体的にどのようになるのかというのを試算をしてみましたが。これは当然運用の原資というものは、一定額を国庫に納付してまいりますので、そういう条件を織り込みながら将来推計をいたしますと、具体的には六十二年度一兆円、六十三年度から新規運

用対象額の三分の一を自主運用の対象に加えてい

ね。した
また大変
一、赤字
すけれど
は、どの
たいと思
○水田政
させまし
ございま
預託金利
い、ある
になると
すが、万
ても、積
たしまし
分の四は
行ってま
も、その
て、不測
るわけで
るわけで
○村山(曾
なものも
ながら、
ていこう
すが、万
せられる
らいたい

二〇

がって、この自主運用を誤れば、これは
な結果になると思うのですが、人々が
が出るというようなことはないと思いま
も、仮にそういうことがあった場合に
ような措置をとられるのか、承つておき
います。

府委員 私ども厚生年金基金をスタート
て既に二十年の実績を持つておるわけで
すが、この企業年金の実績から見まして、
を下回るような、いわゆる利差が生じな
いは預託金利よりも割り込むような事態
いうことはまずないものと考えております
一ある単年度にそういう事態が生じまし
立金につきましては過去五年間累積をい
て、その五分の一を国庫に納め、常に五
積立金として留保するという形で運営を
りますので、仮に単年度赤字が生じて
積立金を取り崩して充当することによつ
ての事態は生じない、このように考えて
ございます。

委員長退席、丹羽(雄)委員長代理着席

委員 年金資産運用検討会というよう
つくられて、あらゆる角度から議論をし
できるだけ有利な運用ができるようにな
といふ完全の策もつておると思うので
全の上にも万全を期して所期の目的が達
よう、運用については十分配慮しても
、これは時間がございませんから、重ね
、

おきますけれども、この自主運用事業が、なる一步手前の制度として、六十一年から事業といふものが実施をされています。資金確保事業と自主運用事業とはどういふものか、その相違点を明らかにし、これが一つです。

二兆四百億円、国庫納付額は七千七百億円、これは十年間の累計でござります。

それからもう一つは、還元融資の財源は本来
金積立金から充当されるべきであると思うのです
が、今後はこの資金確保事業と自主運用事業とは
当然一本化されでしかるべきではないかというふ

うにも思われるのです。そういう点についてはどういう見解を持っておられるか、承りたいと思うのです。

○水田政府委員 六十一年度から始めました資金確保事業といふものは、年金福祉事業団が資金運用部から原資を借りてまいりまして、これを高利運用しまして、その利益を事業団の内部に留保し、積み立てまして、将来の環元融資事業の原資に充てることを目的としているわけでございまして、今回始めようとします自主運用事業も、原資を資金運用部から調達していくという点において全く同じであり、また高利に運用し、その利益を稼ぐという点も共通しているわけでございます。

次に、先生は、この事業を一本化すべきではないかということをございます。が、私どもは、資金確保事業は、事業団が環元融資事業を安定的に実施していく上でどうしても一定の財源を内部留保しておくということは事業の安定性から極めて重要だと考えておりますので、今後ともこの自主運用事業、資金確保事業ともにその役割、目的は違いますので、両立させながら充実を図つてまいりたいと考えておりますが、しかしながら、将来例えれば還元融資についての資金需要といふようなものが大幅に減少してまいりました場合には、先生御指摘のように、資金確保事業も自主運用事業に一本化するということも当然起り得ようかと考えております。

○村山(宮)委員 この資金確保事業といふのは六十年から出発したばかりですが、まだその実績を問うにはちょっと年限がどうかと思うのですが、六十一年以降やられてこられましたこの資金確保事業の実績といふものは、もし御報告できれば御報告いただきたいと思うのです。

○水田政府委員 資金確保事業の運用実績、これは信託銀行八社の平均でございますが、信託報酬

差し引き後で実現利回りで七・六五%、これは現

実に事業団がキャッシュで受け取ったものの実現利回りが七・六五%でございまして、なお運用中の資産を今直ちに全部元却したとした場合の、それを総合利回りと言つておりますが、総合利回りで見ますと一六・七二%でございます。

○村山(宮)委員 今度の資金運用事業の中で生命保険との契約が新たに加わっているわけですね。資金運用を行つていくように考へているのか、その点も御説明いただきたいと思うのです。

○水田政府委員 私ども、これからますます自主運用量が運用対象として将来に向かつてふえてまいるわけでござりますので、できるだけ多くの金融機関に分散し、競争して運用収益を上げてまいりたいというのが基本的な姿勢でございまして、既に資金確保事業については、これが信託銀行を専ら対象に、先ほど御報告申し上げましたように、各社の競争のもと大変いい成績を上げていただいているわけでござりますが、生命保険が御参加いただく場合にも、現在信託銀行でお願いしているような方法で御参加をいただきたい、このよう

です。したがつて、先般年金改革も行われて長期に安定するような方策も講じられてきたところでありますけれども、しかし、それにして年金全体の制度からすればまだ幾つかの問題も抱えているわけです。そういう意味から申し上げますと、年金の財源をどうつくっていくかということは極めて重要な課題になつてゐると思うのであります。

そういう意味で、自主運用の範囲をできるだけ拡大して、有利に財源の涵養ができるような方策を講じていくことは、当然必要なことだと思うのですが、この運用枠を拡大していくということについて大臣はどのようにお考えですか。

○斎藤国務大臣 御指摘の点は大変重要な問題でありますけれども、それには自主運用の額の規模というものと密接な関連がござります。本年度は総額一兆円の自主運用を行つことといたしておりますが、将来にわたりましては、共済年金並みの積立金総額の三分の一についての運用をできるようにということを目標にいたしまして、昭和六十三年度以降は新規預託対象額の三分の一を確保いたしたい、こういうことで最善の努力をいたしてまいりたい、こう思つております。

○村山(宮)委員 先ほどちょっと申し上げましたけれども、これは大蔵省に聞きたいと思うのですが、預託金利については、今まで議論があつたような年金源の性格から考えて、そういう性格を配慮した上で金利といふものは考えられていいと思うのですね。ところが現実には六十一年度六・〇五であったものが六十二年三月七日からは五・二〇に下がつておるわけです。最近の金融事情をついていくためには、自主運用の運用枠の幅といふものをもつと拡大してもらひ必要があるんじゃないかというふうに思うのですね。これはさつきから議論がありますように、将来にわたつて必ずしも年金財源といふものは余裕があるものでもない。成熟度が高まつていけば当然受給者もふえてまいりまして、資金繰りが苦しくなる。これはほんまに年金制度を見れば明らかですからね。厚生年金もやがてそういうふうになる可能性があるわけ

見ます。○米澤説明員 お答え申し上げます。

資金運用部の預託金利につきましては、今国会におきまして、さきに成立させていただきました改正後の資金運用部資金法第四条に規定されておりますとおり、国债の金利その他市場金利を考慮するとともに、郵便貯金、年金等預託者側の事業の実施に支障を来さないように配慮して政令で定めます。こうしたことになつております。

それで、先ほど五・二%というお話を出ました。三月七日から施行されておりますけれども、あの五・一%というのを政令で決めましたときの市場金利は、どれをとりましても、まだそれよりも相当低い水準にございまして、その中で、法律にもござりますように、ただいま先生からも御指摘がありましたが、年金側の事情といふことも総合勘案されまして、政令で五・二%という水準が設定されたものと承知しております。

もちろん金利といふものは、ある側から見れば高いほどいいということもございましょうけれども、金利と申しますものは、その性格上、やはりときどきの経済金融状況でありますとか物価の水準でありますとか、そういうものに応じてどうしてもらおのづから客観的なよりどころのあるところでございまして、ある資金だけ世の中の水準と別な水準で金利が設定できるというものでもなかなかないという、大変苦しいところでございますけれども、御理解賜りたいところでございます。

特に、最近のように、金融の自由化といふものが進んでまいりますと、あらゆる金利が非常に一體のものになつておりますので、そういう意味で、もちろん法律にござりますように、資金運用部でお預かりしております以上、預託者側の事情といふものに配慮することは当然でございませんけれども、さりとてその市場の金利水準とかけ離れた水準を設定するということはなかなかできません。最近の金利水準といふものは、さらに一層市場金利全般が低下しておりますという点は客観的な事実として御理解賜りたいと思います。

○村山(宮)委員 ですから、資金運用部に預託をされておると、やはり市中金利を無視できない、

そういう制約があつて縛られるわけですね。したがつて、自主運用ができる運用枠というものを大いに拡大してもらわないと困ると思うのです。

先ほど、私は郵便貯金等との違いについて御説明をいただきましたけれども、もちろん年金制度ができた由来の違いはありますけれども、さっき大臣からも答弁がありましたように、少なくとも共済組合並みの運用ができるようなものに当然すべきではないか。例えば厚生年金ができた当時は戦争中でありまして、軍部の資金の調達に使われたとかいろいろなことがありますけれども、しかし、そういうものとはもう全然世の中が変わって用枠の拡大といふものは当然考えられてしかるべきではないかと思うのです。そういう点について大蔵省はどういう見解を持っておるのか、この際聞いておきたいと思うのです。

○米澤説明員 お答え申し上げます。
先ほども御答弁申し上げましたように、年金の財政基盤強化事業が極めて重要な事業であるということは、私ども十分認識しております。ことしの予算で資金運用部の制度発足以来大変画期的なことであつたろうと思いますけれども、こういう制度改革をお願いしているわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、この事業は極めて重要な事業であります。財政投融資二十七兆円の中に大事でない事業といふものも二十七兆円の中でもございまして、六十五の機関がございまして、六十五の機関がございます。その六十五の機関それぞれやはり資金需要といふものがあるわけでございますから、全体の原資事情とそれから財投関係のはかの事業の需要といふものとを総合勘案しながら、毎年度の予算でこれは検討されていくべき事柄ではないかというふうに思っております。

○村山(富)委員 今ある制度から考えれば、その制度の流れとしてはそだだと思いますけれども、

そもそも年金の財源の性格等々から考えてみても、しかも将来展望を考えてみて、やはり自主運用の枠は当然拡大されるとべきものであるといふことをひつと重ねて大臣に聞いておきたいと思うのですが、その運用枠を拡大する方向でさらには実現していかるべきものであると

思いますので、これはひとつ重ねて大臣に聞いておきたいと思うのですが、その運用枠を拡大する方向でさらに頑張ってもらう必要がある。それから、しかし現実には運用部に預託されることは加入者にとっては大変重要な関心事なんですね。そういう金利を引き下げさせないといふことについても大臣の格段の努力が必要だと思うのですが、そういふ問題に対する大臣の決意を聞いておきたいと思います。

○斎藤国務大臣 お答えを申し上げます前に、先ほど御答弁申し上げました中で、六十三年度からの取り組みいたしまして、新規預託額の三分の一、三分の二くらいの枠で運用ができるような運用枠の拡大といふものは当然考へられてしかるべきではないかと思うのです。そういう点について大蔵省はどういう見解を持っておるのか、この際聞いておきたいと思うのです。

○米澤説明員 お答え申し上げます。
先ほども御答弁申し上げましたように、年金の財政基盤強化事業が極めて重要な事業であるということは、私ども十分認識しております。ことしの予算で資金運用部の制度発足以来大変画期的なことであつたろうと思いますけれども、こういう制度改革をお願いしているわけでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、この事業は極めて重要な事業であります。財政投融資二十七兆円の中に大事でない事業といふものも二十七兆円の中でもございまして、六十五の機関がございまして、六十五の機関それぞれやはり資金需要といふものがあるわけでございますから、全体の原資事情とそれから財投関係のはかの事業の需要といふものとを総合勘案しながら、毎年度の予算でこれは検討されていくべき事柄ではないかというふうに思っております。

○森(幸)政府委員 先生の今の三つの御質問にお

答えを申し上げます。

〔丹羽(雄)委員長代理退席、浜田(卓)委員長代理着席〕

○村山(富)委員 大蔵省、もう私の質問はこれでいいですから、どうぞ。

それは基本的に、被害者の救済をする基金と、医薬品や医療用具の研究開発をするものとは性格が違うと思うのです。その性格の違うものを一つの基金に並立させるということについては、やはり若干おかしいのではないかと思うのですが、

この点に対する見解を一つ。

それからもう一つは、新薬の開発というのは、本来的にはやはり企業間競争もって企業が行うべきものであると思うのです。したがって、この

基金が、民間の企業が本来的には行うべきである研究開発事業について、さらに研究開発を行なうところではないかというふうに考えたところです。

そこで御質問の金利の問題でございますけれども、先ほど御答弁申し上げました中で、六十三年度から

新規預託額の三分の一、三分の二くらいの枠で運用ができるような運用枠の拡大といふものは、やはり若干整理をしておく必要があるのではないか。と申しますのは、基金が行なう研究開発事業の分野はどういう分野のものを担当しているのかということについて、やはり基本的に

ややこしい問題について、やはり検討していく必要があります。

それから、先生御指摘の二番目の問題でございま

す。新薬の研究開発のあり方ということが思

ります。

それから三つ目は、被害者救済という本来の業

務についても、これは参議院でも指摘をされてお

りましたが、例えば被害者の認定をするのに相当

長い時間がかかるわけございますが、厚生省か

らの申し入れによりまして、預託金利の改定に當

たりましては、厚生年金保険事業及び国民年金事

業の財政の安定に配慮するという旨の文言が法律

に規定されておるわけでござります。預託金利改

定につきましては、財投が現下の経済、金融に果

たす役割も十分認識しているわけでござりますけれども、資金運用部資金法にも規定されていると

いうものがあるわけでございますから、全体の原

資事情とそれから財投関係のはかの事業の需要と

いうものとを総合勘案しながら、毎年度の予算でこれは検討されていくべき事柄ではないかといふ

ふうに思っております。

○村山(富)委員 今ある制度から考えれば、その制度の流れとしてはそだだと思いますけれども、

まず最初に、被害者の救済と企業の研究開発の振興、この二つの事業と一緒にやるということについてでございます。

今回、この研究振興業務を行なう実施主体をどう

いうふうに持っていくかにつきましては、実は内

部でもいろいろ検討をいたしてきたわけでござい

ますが、政府全体の行政改革の推進という大きな

政策目標の中で、新しい法人を設立することはな

かなか困難ではないかといふこともございまし

て既存の法人の改組でこれを実現していくこと

にするほかないのではないかというふうに考えたところでございます。

そういう観点から厚生省の改組で対応することもございましたが、その改組でこれを実現していくこと

をするほかないのではないかというふうに考えたところでございます。

それから、先生御指摘の二番目の問題でございま

す。新薬の研究開発のあり方ということが思

ります。

今回研究開発を促進すること特に取り上げま

したねらいといたしましては、一つには、今後

活力ある長寿社会の実現に向けて、がんであ

るものを、先端的な技術の進歩を取り入れまして積

極的に推進をしていく、そういう方向に民間の研

究開発の活力を誘導していきたいということが第

一点でございます。第二点といたしまして、先端

的な技術開発につきましては、非常に多額の費用

を要するということのほかに、非常にリスクも大き

いわけでございまして、個々の企業で対応して

いくことにはなかなか困難面もあるというよう

なことで、公的資金を提供いたしました、研究開

発の振興を図っていくことの必要性は高いのではないかと考えたところでございます。そういう意味から申しますと、基金は産業技術全体の水準を向上させるような基礎的、応用的な段階の研究開発を対象として振興していくということに重点が置かれるものと考えております。

なお、このような公的資金の提供によります技術振興につきましては、既に鉱工業の分野であるとか農林漁業の分野では実現をいたしているところでございまして、今回のお願いを申し上げております改正法では、残されております国民保健上重要な医学、薬学の分野におきます技術振興ということをおねらいとしたものでございます。
それから三番目に、救済業務への影響の問題かと存じます。

る血友病患者のエイズ感染者というのは、一体どの程度あるのか、まだ明確になっておらぬと思うのですよ。これは扱い方をよほど慎重にしていただかないと、人権問題とも絡んでくると思うのです。現に血友病患者であるためにもう営業関係の仕事から外されるとか、いわれない疑いの目で見られて、大変人権問題が起こっているようなことがあります。もちろん耳聞くんだけれども、それだけに慎重を期していく必要があると思うのです。しかし、そうかといって、これの対策を講じていくために、は、実態というものを正確につかむことが必要であるというよう思ひますが、今厚生省はどの程度の患者がおられるというふうに推計しておるのか、もしわかれれば御答弁いただきたいと思います。

が定着をしあるいはこれが積極的に活用されると
いうことのため、厚生省及び救済基金といった
まして、医療機関を初めといたします関係のところ
に制度の周知徹底を図る、あるいは他制度との
均衡を図りながら給付の改善を進める、さらには
申請手続の簡素化というようなことで、この制度
の改善に努めてきたところでございますが、六十年
二年度におきましては、迅速な事務処理を図るた
めのコンピューターの導入であるとか広報活動の
充実強化と、いうようなことも取り組んでみたい、
かように考えております。新たに研究振興業務が
追加された後におきましても、引き続きこの救済
制度の充実には努めてまいりたい、かように考え
ております。

○村山(富)委員 それは新薬やら医療用器具の開発は必要なことですから当然だと思いますが、そういうものはある程度概念が明確にならないとちょっと理解がしにくいのじやないかと思いますから、今後の運用の中でひとつ十分検討していただきたいと思います。

それから、これは参議院の予算委員会でも若干問題になつておりましたけれども、輸入血液によつてただ、この基金が扱う範囲といいますか、そういうものはありますから、そのうちの一つと理解がしにくいのじやないかと思ひますから、今後の運用の中でひとつ十分検討していただきたいと思います。

先生お話しのようなことで、こういう方々の詳細な実態の把握というようなことが今後の課題かと思いますが、御指摘にございましたように、人権問題への配慮というようななかなか難しい問題もあるかと思います。関係団体ともいろいろお話をさせていただきたい、かように考えております。

○斎藤国務大臣 血液凝固因子の投与によりましてエイズウイルスに感染された方々について、この薬害救済基金で救済できないかというお話をございました。先生も御承知のように、この制度におきましては、薬理作用の副次的なものとして出たものを副作用といふうに定義をいたしておりますが第一点。

また第二点目には、代替の措置がないものとして、一定の副作用がわかりつつも使用せざるを強

りますいわゆるエイズ予防法の成立をいただきましたならば、人権に配慮しつつ、法的な裏づけを持つて、この把握をより的確にできるものと考へておりますので、その方向で努力をいたしたいと考えます。

○村山(高)委員 これは前段でも申し上げましたように、輸入血液によつて感染者ができた、エイズにかかったというようなものに對して、今のこの救済基金ではなかなか適応できないような制限になつておる。しかし、そらかといつて、これは血液製剤を使うことによつて感染をしているわけですから、したがつて、これは現実にあるわけですから、これに対する救済対策は、単に検討しているというだけではなくて、具体的にいつごろから今までにこのめどを立てるような目標で検討しているのか。そこらの点は、今の段階で答弁が難しければ、どうせエイズ予防法案は臨時国会等で議論されることになると思うのですが、そういう段階ぐらいまでには一応の目安ぐらいは明らかにしてもらひ必要があるんじゃないかな。そういうふうに思ふたは、それにしても実態が正確につかめないといつ救済対策の向上がないわけです。金をばんづき出すにしても、何人おるのかによつて違いますから、その実態を把握するについては、先ほどから議論がありますように、人権問題等も絡んで大変難しい扱いの方の問題があるといふふうに思ひますので、全国に血友病患者の組織もあるわけですから、そういう団体の方々の意見も十分聞いて、そして少なくとも人権問題等についてトラブルの起こらないようやつてもらひ必要があるといふふうに思いますので、そういうことについて最後に御答弁をいただいておきたいと思うのです。

ないといふもの、すなはち、この血液製剤とがん剤、こういったものについては当初から除外しないでござる。また、被害が起きました後に適用することができないというような問題。そういったようないろいろな問題がございまして、法律的にはこの救済基金で救済することが非常に困難であるというふうに、これまでも検討を続けてまいりたところでござりますが、こういったエイズウイルスに感染された方については特にお気の毒な点もございまして、何とかもう一度この制度でできないものか、もう一遍ひとつ研究、検討をいたしてみたいというふうに考えておりまます。

同時にまた、どうしてもだめな場合であつても、何かほかの方法等によつて、医療の援助等を中心としたまゝして、何らかの措置がとれないのかどうなことも含めてひとつ検討をしてみたい、こう考えておるところでございますが、先生おっしゃいますように、そう長い時間検討ばかり続けているわけにはまいりませんので、できるだけ速やかにこの検討を進めたいというふうに考えておるところでございます。

もう一点は、そういった血液凝固因子による被害者を的確に把握するという問題でござりますが、先生も御指摘のよう、人権問題を十分配慮しながらこれを進めてまいりたいと考えておりますが、現段階におきましても、こういった資料を収集して、そしてこれを把握する努力をいたしておりますが、今国会に提出をさせていただいてお

りますいわゆるエイズ予防法の成立をいただきましたならば、人権に配慮しつつ、法的な裏づけを持つて、この把握をより的確にできるものと考へておりますので、その方向で努力をいたしたいと考えます。

○村山(高)委員 これは前段でも申し上げましたように、輸入血液によつて感染者ができた、エイズにかかつたというようなものに對して、今のこの教済基金ではなかなか適応できないような制限になつておる。しかし、そとかといつて、これだけは血液製剤を使うことによって感染をしているわけですから、したがつてこれは現実にあるわけですから、これに対する教済対策は、単に検討していくというだけではなくて、具体的にいつごろから今までにこのめどを立てるような目標で検討しているのか。そこらの点は、今の段階で答弁が難しければ、どうせエイズ予防法案は臨時国会等で議論されることになると思うのですが、そういう段階ぐらいまでには一応の目安ぐらいは明らかにしてもらわう必要があるんじゃないかと、いうふうに思うのですが、その点が一つ。

もう一つは、それにしても実態が正確につかめないと教済対策の向上がないわけです。金をはっきり出しても、何人おるのかによつて進みますから、その実態を把握するについては、先ほどから議論がありますように、人権問題等も絡んで大変難しい扱い方の問題があるというふうに思ひますので、全国に血友病患者の組織もあるわけですから、そういう団体の方々の意見も十分聞いて、そして少なくとも人権問題等についてトラブルの起こらないようになつてもらう必要があるといふうに思いますので、そういうことについて最後に御答弁をいただいておきたいと思うのです。

○斎藤国務大臣 血液凝固因子の投与によりましてエイズウイルスに感染された方々について、この薬害救済基金で救済できないかというお話をございました。先生も御承知のように、この制度でおきましては、薬理作用の副次的なものとして出たものを副作用というふうに定義をいたしておりましたが第一点。

また第二点目には、代替の措置がないものとして、一定の副作用がわかりつつも使用せざるを強

ないといふもの、すなはち、この血液製剤とがん剤、こういったものについては当初から除外をいたしておるという点。

また、被害が起きました後に測定して適用することができないというような問題。

そういったよろいろな問題がございまして、法律的にはこの救済基金で救済することが非常に困難であるというふうに、これまでも検討を続けてまいりましたところでございますが、こういったエイズウイルスに感染された方については特に常に困難であるというふうに、これまでも検討を続けてまいりましたところでござりますが、こういったエイズウイルスに感染された方については特にお気の毒な点もございまして、何とかもう一度この制度でできないものか、もう一遍ひとつ研究検討をいたしてみたいというふうに考えておりません。

同時にまた、どうしてもだめな場合であつても、何かほかの方法等によって、医療の援助等を中心としたましまして、何らかの措置がとれないと、かといふようなことも含めてひとつ検討をいたしたい、こう考えておるところでござりますが、先生おっしゃいますように、そう長い時間検討ばかり続けているわけにはまいりませんので、できだけ速やかにこの検討を進めたいというふうに考えておるところでございます。

もう一点は、そういうた血液凝固因子による感染者を的確に把握するという問題でございましてが、先生も御指摘のように、人権問題を十分配慮しながらこれを進めてまいりたいと考えておりますが、現段階におきましても、そういうた資料などを収集して、そしてこれを把握する努力をいたしておりますが、今国会に提出をさせていただいておりますいわゆるエイズ予防法の成立をいただきたいとしたならば、人権に配慮しつつ、法的な裏づけをもって、この把握をより的確にできるものと考えておりますので、その方向で努力をいたしたいと考えます。

終わります。

○長野委員長代理 河野正君。

○河野(正)委員 今もちょっと触れられました
が、今度の医薬品副作用被害救済基金法の改正の
目的は、先ほどもちょっと話がありましたがよう
に、研究振興というものを加えていく、要するに
そういうった題名の変更、それから目的的変更とい
うものがあるわけです。しかし、これは正直言つ
て医薬品副作用の救済問題と、それから研究振興
あるいは開発という問題は、関連がありそうで関
連がない、こういう性格のものであって、これは
今もちょっと申されました、そういう形の改正
をして果たして成果が上がり得るのかどうか。法
改正する以上は、成果が上がらなければ問題にな
らぬと思うのです。そういう意味で、こういう改
正というものが本当に成果を上げ得るのかどうか
私どもちょっと疑問があるので、時間がございま
せんから、簡潔にひとつお答えいただきたいと思
うのです。

○森(幸)政府委員 まず、今先生御指摘の点は、
今回の基金法改正のねらいということになろうか
と思います。先ほどもお話が出ておりましたけれ
ども、今回提案をいたしておりますこの改正案、
これは活力ある長寿社会を実現していくといふこ
とのために、近年目覚ましい発展を遂げております。
私はこれは今の医学、医術に対する認識といふ
ところにねらいがあるわけでございます。こ
れはこれから長寿社会を迎えるに当たつて非常
に大きな課題ではないかということで、今回取り
上げさせていただいたところでございます。

今先生お話しのように、従来の基金の行ってお
ります事業との関連というところがあろうかと思
いますけれども、この点につきましては、現在の
行政改革の趣旨等を考えまして、この救済基金に
おいてこの事業を推進していくということが現在
とり得る最も適切な方法ではないかというふうに

判断をいたしましたわけでございます。

○河野(正)委員 今お答えをいただいたわけです
けれども、どうも現状認識というものが非常に不
十分ではないかという感じがするのです。とい
うのは、御承知のように、研究振興は長寿社会を
迎えてその必要性があることは当然でございま
す。でございましてけれども、今先端技術に基づく
ようないろいろな開発研究というものはかなりの
年数とかなりの金がかかるのです。それを三億
円程度でそういう目的を達成しようなんというの
は、これは現状認識の不足も本当に甚だしいと思
うのです。

俗言言わせておることですから、実際にはどう
かわかりませんけれども、大体一つの薬を開発す
るには三十億から五十億かかると言われている。
しかも年数が三年から五年かかると言われてい
る、つまり薬は別ですけれども、今先端医療と
いう目的を持ってそういう研究開発をしようとす
れば、今申し上げますように、少なくとも三十億
から五十億、しかも年数としては三年から五年、
これが現実なんですよ。

そういうことから考えてまいりますと、長寿社
会に向けて今度基金法がつくられるることは極めて
適切な方法である、こうおっしゃつたけれども、
私はこれは今の医学、医術に対する認識といふ
ものが全く欠けておるのではないかという感じが
いたします。これらについてはどうお考えでしょ
うか。これは大臣からひとつお答えをいただきました
いと思います。

○斎藤國務大臣 本年度の予算におきましては、
十億円が措置されておりまして、基本財産として
七億円、そして事業費として三億円ということで
ございまして、今先生が御指摘のような点につき
ましては、私も率直に、それに反論することは
難しいように思つていただきます。

しかしながら、この新しい考え方を事業に移し
ていくという、本年初年度であるという点、また
この資金を産業特会から配分を受ける、そういう
非常に厳しい配分の中から資金の配分を受けてお

るという点、また本年度この法律を成立をさして
いただきましたならば、十月一日から実施をして
いく、本年度は半年間、そしてそれに対する準備
等いろいろあるかと思うわけでございますの
で、本年度は御指摘のように、資金的にも少し小
さ過ぎる状況ではありますけれども、小さく産
んで大きく育てるというような気持ちで、来年度
まいり、そして先生の御指摘のような、十分これ
に対応できるような業務に發展をさしてまいりた
いというふうに考えておるところでございますの
で、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○河野(正)委員 大臣が今私の議論に対して否定
なさらなかつたから、私はもうやめようと思いま
すけれども、今の現状というものを認識すれば、
こんなものじやめなんですよ。せつからく法改正
なさるのなら、十月一日から実施するということ
は別として、やはり将来の展望に向けて、私ども
が申し上げたような現状というものの認識に立つ
てやつていただきなければならぬ、こういうよう
に考えるわけです。時間がございませんから、そ
れ以上深追いするわけにはまいりませんが、その
点はひとつひ今后とも努力をお願いしたい、こ
う思つております。

それからもう一つは、二つの企業が共同して法
人を設立する、そして要するに研究開発に供して
いるところですけれども、やはりこの研究開発とい
うものは、成功するまではお互いに企業秘密とい
うのがあるんですよ。もうでき上がつてしまえ
ば、それは学会にも報告もしなければならぬし、
また実験もしなければならぬわけです。で、それ
ども、そこに行く過程の中では、お互いに企業が
研究開発を大事にしていく、そういうような状況
があることは否定できないと思うのです。です
から、二つの企業が法人化してやつっていくとい
うことが、果たしてスムーズに研究開発に役割を果
たしていくのかどうか。お互いにちゅうちょし合
つて、お互に壁をつくる、そういううちみがあ
るのではないか、また上げていかなければいけないの

そういうことがなければ結構です。これは薬だけ
ではございませんよ。今のどういう業界において
もそういうことがありますから、この点

はひとつ十分踏まえて今後推進をしていただきな
ければ、せつからく研究振興のための基金ができる
けれども、その目的を達することはできないとい
うことじゃ、これは意味がありませんから、それ
らについてもひとつこの際お答えをいただきた
い。

○森(幸)政府委員 ただいま先生から御指摘いた
だきました点は、私どもにとりましても大変重要な
な課題だと思っております。今回行います出資事
業というのは、お話をございましたように、二つ
以上の企業の共同研究ということを対象といたし
ておるわけでございます。

○斎藤國務大臣 ただいま先生から御指摘いた
だきました点は、私どもにとりましても大変重要な
な課題だと思っております。今回行います出資事
業というのは、お話をございましたように、二つ
以上の企業の共同研究ということを対象といたし
ておるわけでございます。

ではないかというような感じを持つておるところでございます。

先ほどもお話をございましたが、既にこういう種類の事業を行つております鉱工業あるいは農林水産業等々の先例等も私どもいろいろ勉強しながら、この制度が実際に有効に機能するような配慮をこれからも十分やつていかなければいけないと思つております。

○河野(正)委員 この研究開発のためにいろいろな各面の協力がお互いになければならぬ、それはそのとおりだと思います。しかし、先ほど申し上げるよう一つの壁ができるとも、これは否定できないと思うのです。ですから、私どもが言つてゐるのは、とにかくいろいろな企業がお互いに知恵を出し合つて研究開発する。これはもう今の医学では大部分そうですね。医学だけではなくて、工学部も農学部もあるいろいろな学部が一緒にになって研究開発をお互いに力を寄せ合つてやつておるということですから、それは私どもも否定するものではございません。ただ、今申し上げますように、ある意味においては企業秘密その他があつてそれが阻害されるというようなことがありますから、その患者さんはどうでしょう。そこで、今度の救済基金法ではウイルスとか血液とかいうものが入つてない。そこで、先ほどから大臣も御見解を述べられたが、何らかの形でこれは善処されなければならないと思うが、ただ、私がちょっときくうございます。

そこで、もう時間がございませんから、統いて申し上げます。

やはり融資をする場合には、その企業の財政力あるいは企業の規模といふものが当然対象になると思うのです。その際に、実際問題として、一つの新薬を開発するためには、要するに三十億も五十億もかかるし、時間的には三年も五年もかかる。そういう情勢ですから、中小企業では実際になかなか難しいと思うけれども、しかし、財政力あるいは企業の規模等を参照した上でやつてみると、どうしても大企業本位になるというようないくと、どうしても大企業本位になるというような嫌いがありはしないだろうか。現実問題として、中小企業で研究開発というのは現状ではなかなか難しい面もあるけれども、そうかといって全面的に否定するわけにはまいりませんね。ですか

ら、そういう場合に、単に大企業本位になつては相ならぬという気がいたしますから、その辺についての見解もひとつ承つておきたいと思います。

○森(幸)政府委員 先生の今の御指摘の点につきましては、今後この研究開発の振興を行つていくに当たりまして、どういうテーマを取り上げていきます。そういうことがそのポイントになろうかと思ひます。私どもの方では、この研究開発のテーマは

公募をいたしまして、その中から適切なものを決定するというふうに持つていただきたいと思っております。そういう意味からいたしますと、中小企業の場合でも、一定の研究開発の能力を持って、またそういうふうな方向へ企業の活動を進めていくに参加をしてくるのではないかというふうに思つておられます。それにかかる意向を持つておられるところは、これに参加をしてくるのではなくかというふうに思つておられます。そこで、今御指摘の点は、これから運用に当たりまして、私どもも十分留意をしていかなければいけない点だと思つております。

○河野(正)委員 先ほどちょっとエイズの話が出ましたけれども、エイズの今後の対応についてはいろいろ国民の関心もあるところであります。もちろんその患者さんはどうでしょう。そこで、今度の救済基金法ではウイルスとか血液とかいうものが入つてない。そこで、先ほどから大臣も御見解を聞きました。そこで、この中でこういうことが言われた。

「政府としてもエイズ対策関係閣僚会議を開催し、「エイズ問題総合対策大綱」を決定したところでありましたのは、先ほど大臣の所信表明を聞きましたして、この中でこういうことが言われた。」とありますね。非常に結構です。ところが果たして政府そのものがどういう認識を持っていらっしゃるのかどうか。これは新聞の報ずるところですけれども、防・治療薬の開発等の対策を強力に推進するとともに、予防等のための必要な法的措置を講ずることとしたとしております。」とありますね。非常に結構です。

そのためには、この問題につきましては、参議院におきます予算委員会におきまして、ある党の医学専門分野から御出身の議員からの質疑応答の

ところが、政府はエイズ問題総合対策大綱を決められたというけれども、こういう認識でこういう大綱が決められたのではたまたものじやない。これは首脳会議ですから、恐らく厚生大臣も御出席であつたろうと思ひますけれども、こんな認識では、これはいすれエイズ法案が出てきますから、そこで徹底的に説明しなければならぬと思うけれども、やはり血友病患者に対する輸血血液の問題ですね、そういうものも薬物の一環として取り扱つたらどうかという感じがあるということはそのとおりです。ですから、政府・与党首脳会議の中でこういう献杯でエイズがうつるんだ。そういうことはないんすというのが学説なんですね。それをあえて首脳会議の中でそういうことを総理大臣を初めとして堂々とお話しになるようだ。それがあえて首脳会議の中でもそういうことを総理大臣がハッスルして、総理、何を言うんですか、このくらいの勇気はあつてよかつたのじやなかろうかと思うのです。これはひとつここで大臣の見解を承つておきたいと思います。

○森(幸)政府委員 この問題につきましては、参議院におきます予算委員会におきまして、ある党の医学専門分野から御出身の議員からの質疑応答の

中で、今先生がおっしゃられましたように、一般的には献杯もしくは蚊で感染するということはないわけだけれども、しかし、医学の専門学者としては、中曾根総理をして感染防止のためにひとつ献杯をやめようじゃないかという運動をしようと常識なんですよ。それを政府・与党首脳会議の中でも、中曾根総理を始めとして感染防止のためにひどくいうふうに書いてある。とにかく日本医師会から出しているパンフレット、その他関係団体から出しているパンフレットでも、献杯では感染をしないんだ、これが常識なんですよ。要するに、血液、精液、そういうものが粘膜に傷があつた場合に感染をする、これが常識なんですね。

ところが、政府はエイズ問題総合対策大綱を決められたというけれども、こういう認識でこういう大綱が決められたのではたまたものじやない。これは首脳会議ですから、恐らく厚生大臣も御出席であつたろうと思ひますけれども、こんな認識では、これはいすれエイズ法案が出てきますから、そこで徹底的に説明しなければならぬと思うけれども、やはり血友病患者に対する輸血血液の問題ですね、そういうものも薬物の一環として取り扱つたらどうかという感じがあるということはそのとおりです。ですから、政府・与党首脳会議の中でもこういう献杯でエイズがうつるんだ。そういうことはないんすというのが学説なんですね。それをあえて首脳会議の中でもそういうことを総理大臣を初めとして堂々とお話しになるようだ。それがあえて首脳会議の中でもそういうことを総理大臣がハッスルして、総理、何を言うんですか、このくらいの勇気はあつてよかつたのじやなかろうかと思うのです。これはひとつここで大臣の見解を承つておきたいと思います。

なお、現在はエイズ問題が非常に皆さんの関心の的になつておりますので、そういうような話が出ますけれども、献杯というようなこと、その他のこと等につきまして、エイズに限らず、その

他のいろいろな病原菌の感染とかいうような観点から見れば、そういう全体の観点から見れば、歓杯がどうであるかという問題はまた別にあります。と思うわけでございまして、私も全体として今先生のおっしゃられたとおりだというふうに認識をいたしておりますとこでございます。

○河野(正)委員 これはぜひひとつ厚生大臣、機

会があることに、やはり政府首脳に対しても啓蒙を願わぬと、国民としては、そういうことが大きくなる報道されるということになると、これは失望しますよ。ですから、学者的に言えば、何でもかんでもそれはやらなきゃならぬでしょう。ですから、今度の基金法でもそうでしょう。もつともじやないが開発できませんよ、絶対。だから当面これでお許しください、将来はもつとぶやしますよ、こうおっしゃっている。ですから、そういうことを言うと、第一この法律案そのものに私ども反対しなきゃならぬということになりますよ。ですから、少なくとも見識ある総理以下が、例えば軽いお茶飲み話にしても、そういうことは厳に慎むべきである。医学的常識といらなら、それは学

者はいろいろなことを言うわけですから、いろいろなことを言つても、それで即実行されるわけじゃない、実現するわけじゃない。したがって、今の医学常識としては、歓杯とか食事で感染するということはあり得ない。それはまた粘膜に傷入ったりというときに感染するんだ、これが常識ですからね。これは一般の国民がそういうことを心配するならいいけれども、少なくとも国政の最高責任者がそういう説明をされることについても、やつてまいりますが、この後関連がござります。

そこで、時間がございませんので、次から次へやつてまいりますが、この後関連がござりますから、ここでひとつ薬価基準についてちょっと一言簡単に御報告願いたいと思います。

今まで毎年毎年閣議決定でやつておつたけれども

も、今後二年に一回、来年一月大体一〇%下がるらしい、こういうことが新聞で既に報道されています。これは後に医薬品との関連が出てきますから、ここで一言それについて御報告願いたい。

それからもう一つは、薬価基準を下げて、その際に一休医療費はどうなるのか。これは今まで相

関係があつたわけですから、この際ここで一言直しを求める意見がございまして、中医協におい

て、昨年の春以降内外の関係団体等から意見聴取

をするというふうなこともやりまして、審議を行つてきているところでございます。ただいまそぞう

ということで、従来の方式でまいりますと、この春にも薬価の改定をやるというふうな段取りになる

わけでございますが、そういう改定方式自体につ

いての改定作業をやつしているということで、薬価

をするというふうなこともやりまして、審議を行つてきているところでございます。ただいまそぞう

ということで、従来の方式でまいりますと、この春にも薬価の改定をやるというふうな段取りになる

わけでございますが、そういう改定方式自体につ

出でてくる、こういうことでございます。

そういうことで、改定幅等につきまして、今の段階では何とも言いかねるわけでございますけれども、従来の経過からいたしますと、この次の改定は全面改定になるんではないかという段取りになるとございます。それから今回の改正論議の中でも、従来部分改定というふうな方式もとられたわけでございますが、部分改定は反対だというふうな意見も出ているところから、全面改定であれば相当大幅な薬価の改定があるんではないかというふうな推測も出てきている、こんな状況でございます。

診療報酬の合理化についてはずっと継続的に審議ということでございますが、昨年の秋、人事院勧告等もあったので、医療機関のその問題を見直してくれば、そういうふうな意見、緊急是正をやつてしまい、これが医師会側から出でまいりますが、そういうふうな話が医師会側から出でまいります。

それで、これも薬価の問題と並行して審議をしてい

るというふうな格好でございます。したがいまし

て、緊急是正というのはなかなか難しいと思いま

して、これも薬価の問題と並行して審議をしてい

るといふうな格好でございます。したがいまし

て、緊急是正というのではなくか難しいと思いま

すが、並行審議ということからいますと、薬価

の問題について決着をつける際に、今後、診療報酬についての議論の進め方等をどうやるのかとい

う点についても、あわせて何らかの中医協として

出しているわけでございます。それから銘柄制につ

いてはどうするのか、あるいは算定自体につ

いて、今度、今まで毎年やつてきたけれども今後はどう

くらいでやるか。一年に一回というふうな議論も

出しているわけでございます。それから銘柄制につ

いてはどうするのか、あるいは算定自体につ

いて、今度、今まで毎年やつてきたけれども今後はどう

くらいでやるか。一年に一回というふうな議論も

出しているわけでございます。それから銘柄制につ

いてはどうするのか、あるいは算定自体につ

いて、今度、今まで毎年やつてきたけれども今後はどう

くらいでやるか。一年に一回というふうな議論も

それから薬価調査のやり方といった問題も含めまして、議論をやつしているわけでございます。したがって、調査の実施時期、まして改定幅については、私どもとしては調査をやらなければ何とも言いかねるというのが正確なところでございます。

新聞あるいは業界紙等でもいろいろ書かれていましたが、それらは、過去の経緯から見直しを求める意見がございまして、中医協において、昨年の春以降内外の関係団体等から意見聴取をするというふうなふうに思います。

○下村政府委員 薬価基準につきましては、現在の薬価の算定方式につきまして関係業界等から見直しを求める意見がございまして、中医協において、昨年の春以降内外の関係団体等から意見聴取をするというふうなふうに思います。

○下村政府委員 薬価基準につきましては、現在

の薬価の算定方式につきまして関係業界等から見直しを求める意見がございまして、中医協において、昨年の春以降内外の関係団体等から意見聴取

をするというふうなふうに思います。

○河野(正)委員 私どもは決定したものを見て

いるわけじゃない。決定したことは正式に発表しているわけじゃない。決定したけれども、その経過が今も

いろいろな形で出てきておるでしょ。ですから

、私が言っているのは、結論が今出るわけじゃ

ないわけですから、こういう経過で、恐らく来年

一月ごろこうなりましょ。あるいはまた薬価基

準も下がれば、その際に医療費の改定というのも

当然考えなければならぬでしょ。そういう経過

ぐらいははつきりしていいんじゃないですか。

ここで結論をいつどうするんだと言うことができないことぐらい、率直に言つて我々は承知します

よ。しますけれども、マスコミやいろいろな業界

紙は書いておるわけですから、その経過ぐらいこ

こで報告してもよろしいんじゃないですか。

○下村政府委員 経過につきましては、ただいま

申し上げたようなとおりでございまして、今月中

で最終的な取り組みについていろいろ御相談をい

ただいている段階でございます。

○下村政府委員 正確な状況としては、ただいま

申し上げましたように、まだ中医協で算定方式、

ただ、改定の時期でありますとか、これは薬価

の方も診療報酬の方も、私どもとしては今の段階では何とも申しかねるわけでございまして、從来の例からいたしましても、薬価改定、診療報酬改定について余り先走って私どもから予測のようなことを申し上げますと、いろいろな影響がござりますので、かなりはつきりした段階にならないと私どもとしては推測めいたことは言わないということになつておりますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

○河野(正)委員 ですから、マスコミ、業界紙は推測しておるわけですから、私どももそのような推測をいたします。いいですね。——そういうこ

とで大臣もひとつお聞き取りいただきたいと思

ます。

そこで、なぜ私がそれをやっているかと申します

したら、薬の副作用の救済ということが法的目的

ですし、かねがねこの委員会でやつてきたのです

が、要するに、一つは薬価基準にしましても、國立病院、それからきょう文部省においていただい

たと思いますが、大学の附属病院、こういうところでも薬の取引関係というものが非常に不明瞭で

すね。薬価基準というものは国がつくるのでしょ

う。その國がつくった薬価基準を國の機関である

國立病院あるいは文部省に所属する大学病院が破

る、そういうことを現実にやつておるわけです。

要するに、取引して、最後には一〇%のカットと

か、大体一二、三%から一四%カットするのです

よ。それが全部次の薬価基準の算定基礎になる。

國が決めておいて國の機関が破る。きょう厚生省

もおいでですが、とにかく安ければよろしいとい

うことと、正規の流通機構に乗らないで、そして

現金問屋、私はブラックマーケットと言つておる

のですよ。そういうところに、安からう、安全性

とか安定供給ということは別にして、とにかく安

いといふことが出でるわけです。そういうこと

で、薬というのは生命闘争商品、命に関連する商

品ですから、これは非常に危険ですよ。そういう

事件というのが出ておるわけです。

第一類第七号 社会労働委員会議録第一号 昭和六十二年五月十四日

これが現実に行われておるのですね。しかも薬価基準というのは國がつくる。そしてその薬価基準というものを國の機関が破つておる。厚生省が破り、文部省が破り、そういうことが現実に行われておる。こうすることについてひとつ厚生省文部省、それから警察庁は今のにせ薬の現状について御報告願いたいと思います。

○仲村政府委員 厚生省の國立病院で薬を購入す

るに当たりましては、御承知のように、他の物品

と同様に会計法あるいは予決令にのつとりまして

原則として競争入札で適正に購入しておるところ

でございます。お尋ねの薬価基準と購入薬価との

関係でございますが、昭和六十年度の國立病院に

おきます購入単価は、平均いたしますとおおむね

一割程度薬価基準より安くなつておるというふう

に私ども承知しております。

○佐藤説明員 國立大学の附属病院におきます医

薬品の購入でございますが、これにつきまして

は、大体の大学においてお互い國立大学相互間の

予定價格を作成する、その上で競争入札といふこ

とになりまして購入をしておるわけでございま

す。契約の方式は、購入の数量あるいは取り扱い

の業者あるいは納入場所、納入期限などを勘案い

たしまして、國の定める会計法令上の規則にのつ

とつてやっております。

○緒方説明員 警察としましては、お尋ねのにせ

薬につきましては、國民の生命、健康を守るとい

う立場から取り締まりを行つたところであります

とおりです。最近のにせ薬にかかる薬事犯の検挙状況につきましては、昭和五十九年が百六十三件、百

七十四名、昭和六十一年が三百五十五件、四百名となつてお

ります。

この増加の主な原因につきましては、健康ブームといわれる最近の社会風潮から各種の健康食品

が市中に大量に出回っております。その中には実

態が健康食品でありながら、あたかも薬のような

効能、効果があると称して販売しておるものが増え

加しておるところでございます。例えば中医研電

解カルシウム事件のように、薬局、薬店が効能を

標榜して販売した事件や、スーパー・ラドンのよう

に、水に浸して入浴すれば、がんやリューマチに

効くと効能を標榜して販売した事件等があります。

○河野(正)委員 とにかく安ければよろしい。今

厚生省は一割は安くと言つておる。ところが現実

には取引して、最終的には十何%カットしている。

要するに値引きしている。こういうことを、言わ

れておるというのか……。それから文部省関係の大

学附属病院においてもそ

のとおりですね。それこそできるだけ経費を抑え

ていくという発想ですから、安ければよろしく

い。しかし私は、薬というものは安いだけではない

ね。やはり安全性がなければいかぬ。それからも

う一つは、安定供給、要するに、いつでもその薬

が手に入るという安定供給ができなければいか

ぬ。私はそれが薬の三原則と言つておるのです。

それが守れない。その理由の一つに、今言うよう

に、要するにたなければよろしい。文部省もそうで

すよ、厚生省もそうです。それでしかも、文部省

の場合は、私はまだ実情はわかりませんけれど

も、厚生省の場合は、現金問屋と國立病院の四十

幾つかが取引しているのですよ。そしてまだ私ど

も警察権がないからはつきりませんけれど

も、にせ薬をつかまされて、そして患者に投薬を

する。そしてそれが全く効きもせぬし、あるいは

やせ薬のときは、利尿剤ですから、したがつて

どんどんやせて健康をむしろ害する。こういうよ

うな状況が出ておるわけです。そして警察庁の報

告のように、そういうにせ薬事件というのが後を

絶たないのですよ。そういうにせ薬事件というの

がだらうと思いますが、現金問屋を大事にする、安

ければよろしい、経費が安く上がればよろしいと

思ひます。それは厚生省や文部省も関係官を

集めて、とにかく経費を安くしなさい。何といつ

たつて総医療費の三分の一が医薬品ですからね。

○佐藤説明員 国立大学の附属病院におきまし

てまいりたいと考えております。

第一類第七号 社会労働委員会議録第一号 昭和六十二年五月十四日

今は十八兆とすると、約六兆が薬代でしょう、算

術計算して。そういう状況ですから、安いものを

買え、安いところと取引せいということで、結果

的に現金問屋と取引をする、そしてにせ薬をつか

まされる。それにせ薬が、先ほどの警察庁の報告

のように、後を絶たないどころか毎年毎年ふえて

いきよるのですよ。ですから、少なくとも医薬品

のようにならぬです。

きょうは時間がございません。持ち時間が参り

ましたから、これ以上申し上げませんけれども、

一体今後どういう姿勢で臨んでいくのか、それを

一言ずつ、それから最後にひとつ大臣からも一言

お預けします。

○仲村政府委員 御指摘のよう、医薬品は人体

に直接影響を及ぼすものでございまして、良質な

ものが供給されねばならないことは当然のことだ

と考えております。國立病院におきましても、良

質な医薬品を確保するという観点とともに、購入

する医薬品が良質である場合にはできるだけ安く

購入するという経営努力もしなくてはいけないと

考へております。国立病院におきましても、良

質な医薬品を確保するという観点とともに、購入

する医薬品が良質である場合にはできるだけ安く

購入するという経営努力もしなくてはいけないと

考へております。したがいまして、先ほどもちょ

っと申し上げましたように、医薬品の購入に当た

りましては、薬事法上の許可業者であつて会計法

に基づく審査により入札参加資格を得た業者から

通常競争入札により購入しておるところでござい

ますが、入札参加者を決める際には、製造番号が

あります。そのため、業者から購入しないような指導を

おつしやいました。今後もおつしやいまして、適正な購入について病院を指導

してまいりたいと考えております。

○佐藤説明員 国立大学の附属病院におきまし

てまいりたいと考えております。

第一類第七号 社会労働委員会議録第一号 昭和六十二年五月十四日

いうことについては、医薬品の選択をする委員会が大体置かれておりまして、薬事委員会の方で決めていくというような手続をとつております。

〔長野委員長代理退席、委員長着席〕

また契約を担当いたしました職員の方では、大学の競争参加資格者名簿、こういうものをつくりまして、適格な業者から選定をして競争契約をする、こういうことをしておるところでございますが、先生の御指摘の趣旨も体しまして、適正な形で購入をするように、今後とも指導してまいりたいと思つております。

○斎藤國務大臣 厚生省といたしましては、たゞいま保健医療局長から御答弁申し上げたとおりでございますが、国立病院等の経営につきましても、健全を期していくという観点と、そしてまた医薬品の良質な効能を確保し、また安全性を確保し、そして安定供給を確保するという観点を十分に踏まえながら適正に購入をいたしてまいなければならぬと考えておりますし、またいやしくも公的機関がその市場を著しく乱すというようなことのないよう、良識に従つた購入方法を指導徹底いたしてまいりたい、このように思つております。

○河野(正)委員 終わります。

○堀内委員長 午後二時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後二時三十八分開議

○堀内委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

質疑を続行いたします。沼川洋一君。

○沼川委員 年金財政基盤強化法案についてまずお伺いします。

これはまず大臣にお伺いしたいと思います。

これは長年の懸案でもございましたし、年金の積立金の自主運用がようやく実施の方向となつたものでございまして、この問題については、我が

ど内容にはいささか不満が残るわけでございま

す。大蔵省は、今までこの反対の理由として、国

の信用において集めたものは一元化運用すべきで

あるという主張を繰り返してきたわけでございま

すが、今でもその考え方方が根強く残っているのじ

解しておるつもりでございます。しかし、反面、

これからは二十一世紀の超高齢化社会を目前にし

て、年金制度の長期的な安定、発展を図るとい

うことは今や国の大きな政策課題でございます。

そういう点から考えてまいりますと、一兆円とい

う金額は積立金総額の六十分の一でござります。

大臣、この点についてどのようなお考えをお持ち

でありますか、お伺いしたいと思います。

○斎藤國務大臣 年金積立金の運用につきましては、共済年金の積立金の運用等を考えますと、や

はり財投協力、そして有利運用、また福祉運用と

いった観点からバランスのとれた運用を図つてい

かなければならないと考えております。

本年はこの自主運用が一兆円ということに予定

をされておるわけでございますが、今後、将来に

向けて年金積立額の三分の一を目指に増額を

図つてしまりたいと考えております。来年度以降

当面いたします段階におきましては、新規運用額

の三分の一程度を確保するよう全力を挙げて努力

をいたしたいと考えております。

〔委員長退席、丹羽(雄)委員長代理着席〕

午後二時三十八分開議

○沼川委員 新規運用額の三分の一、これは御遠

慮なさつてゐるのじやないですか。新規運用額と

○沼川委員 年金財政基盤強化法案についてまずお伺いします。

これはまず大臣にお伺いしたいと思います。

これは長年の懸案でもございましたし、年金の

積立金の自主運用がようやく実施の方向となつた

ものでございまして、この問題については、我が

なかろうかと思います。負担と給付のバランスを

図るということですけれども、中身を端的に言

ふたつ、できるだけ年金額は抑えて保険料を上げ

る、そして国の財政が大変だから国庫はなるべく

撤退していきたい、大体そういう方向がどうも國

の年金改革のいわば基本姿勢じゃないか、そういう感じがいたします。要するに、年金に出す金は

削っていく。ところが一方では、年金財政、積立

金の運用は厚生省には自由にはできません、大蔵

の方ではこれががっかり握つていています。そういう面で

考えますと、非常に二十一世紀はもう申すま

でもありませんが、聞くところによると、今

お年寄りがどんどんとふえています。年金受給者

が年間百万人と聞いております。またお年寄りの

医療費がふえる一方でございます。結局、厚生省

の毎年の予算編成の中で、例えば当然増経費を見

ますのも、一兆円とか一兆五千億、その中身はほ

とんど年金であり、いわば医療費であるわけで

す。ところが大蔵に折衝しますと、なかなか認め

もらえない。仕方がないから内部経費を削つて

予算編成をやる。それもだんだんもう限界じやな

いかと思うくらい毎年厚生省の予算編成は心配し

ております。どうかそういう観点からも、これは

財投と同じぐらいこれから重要な政策課題である

だけに、余り遠慮なさらないで、ひとつせひとも

運用額についてはもつと思い切った要求をしてい

ただきたい、このように思います。御答弁は結構

でございます。

次に、やはり自主運用ですけれども、郵便貯金

の自主運用では、昭和六十二年度が二兆円、以降

五年間で累積十五兆円の運用額となることが明確

になっております。ところが年金の自主運用につ

いては、昭和六十二年度の一兆円だけが決まって

おりますが、今後のことすべて不明でございま

す。今後どのように運用額をふやしていくのか、具体的な方針をお聞かせいただきたいと思いま

す。

○斎藤國務大臣 先ほど申し上げましたように、

確かに企業年金では資金運用部預託

と比べまして非常に大幅な運用を行つているわけ

ですけれども、今回の自主運用では、預託金利を

どの程度上回る運用収益を目標とされるおつもり

つて積立金運用の三分の一ということの目標に向かって努力をいたし、来年度以降新規運用対象額の三分の一を確保できるように全力を挙げて努力をいたしてまいりたいと思っております。

○沼川委員 現在年金積立金が全額資金運用部に預託されておるわけですが、どの程度の運用収益が得られているのかちょっとお伺いしたいと思いま

なのかお伺いしたいと思います。

○水田政府委員 現在の金融環境が大変厳しくうございますので、私ども当面手がたく、預託金利よりも一%ないし一・五%の利差を稼ぐことを目標にし、将来的には、先生も御指摘のありましたように、企業年金並みの運用実績を上げるよう持つていただきたい、このように考えております。

○沼川委員 厚生省では生命保険契約を使つていろいろお考えになつておられるようでございますが、具体的にどのような資金運用を考えていらっしゃるのかお聞かせいただきたいと思います。

○水田政府委員 先生御指摘のとおり、私ども努力をして、これから自主運用量をふやしてまいるつもりでございますので、できるだけ運用成績を上げますためには、多数の機関に分散運用された方がよろしいわけでございまして、そういう意味で今回、従来になかった生命保険契約というものを運用範囲の中に加えるということで法案を出させていただいておるわけでございます。

年金福祉事業団は六十一年度から資金確保事業といふことで、この資金確保事業につきましては、運用対象として信託銀行しか入つておりませんで、信託八行につきまして、それぞれの銀行の企業年金等の積立金の運用実績なり運用体制などを十分個別にヒアリングして、お願いをする資金量を決め、また刻々に運用の内容についても実績の報告を受けながら、追加資本量といふものは、その成績を十分勘案しながら行つておられます。それで、その結果は大変いい運用成績を上げていただいているわけでございます。

一方、今回、自主運用に御参加いただける生命保険契約については、まだ大蔵省の具体的な認可がおりていませんが、仄聞いたところにより聞いておりますが、仄聞いたところによりますと、共同契約方式ということと、個別の生命保険会社の運用実績とか運用体制といふものを見きわめるというのじゃなくて、幹事会社が一括して引き受け、それを各会社に内部的に分配する、それで運用の配当につきましては、護送船団

方式といって、一番足の弱いところを守つていくという形がとられているやに聞いておりまして、これはやはり信託銀行の場合と同様、生保会社の

方をします。

○沼川委員 重ねてちょっとお聞きしたいわけでございますが、大蔵の方がその共同契約方式に

だわる理由というのは、どういう理由からでござりますか。

○谷口説明員 お答え申し上げます。

共同契約方式にこだわっているということではございませんで、日下受託者と委託者の間でその

点について協議がなされているというふうに聞い

ておりますので、その結果を見守りたいというこ

とでいるわけでございます。

○沼川委員 実際の運用収益が個々の生命保険会

社で違うわけですが、その配当率がすべての生命

保険会社で同率と計算されるのでは、高い運用収

益を上げた会社から十分な収益の還元が受けられ

ない、そういう点がいろいろ問題になつてゐるか

と思います。詳しいその内容はよくわかりません

が、せつかくこういつの自主運用の道が開か

れたわけでございますし、厚生省としても一兆円

という、予算要求からすれば三分の一でございま

すけれども、これをもとに何とかしてひとつ成果

を挙げたいということで努力をされております

し、大蔵省としては、それを応援するという立場

で、ぜひひとつ厚生省等で考えておられる線に沿

った面でいろいろと御検討をいただきたいと思つ

ているわけでございます。できるだけ多種多様な

運用機関を選んで競わせるということは非常に大

事なことではなかろうかと思いますだけに、ぜひ

ひとつそういう面での御支援方をお願いしたいと

思います。

これはちょっと私に聞こえてきた話では、どう

も時間がかかる、どうも面倒だというようなこと

で、何かその辺に食い違いがあるようにも聞いて

おりますが、その辺、いかがでございますか。

○谷口説明員 分離勘定の創設につきましては、

目下個人保険のための変額保険のための分離勘定

は、既に生命保険業界におきましても基礎的な勉強を開始しておりますので、鋭意検討中ということをございますので、その結果を私どもも待つていただけでございます。

それで、その創設のためにいろいろ検討すべき

諸点がございまして、それを日下、業界で鋭意検

討中ということをございますので、その検討結果

を待つておるという状況でございますので、よろ

しくお願いいたしたいと思います。

○沼川委員 とにかく厚生省が期待しておられる

こういう高利運用、その成果が上がるようになれば

ともそういう側面から応援をいただきたいと思ひます。時間がありませんので、質問をちょっと先

にいきたいと思います。

○沼川委員 次に、医薬品の問題についてお尋ねをいたしました

今回のこの改正案は、医薬品等の研究開発に対

する出融資制度の創設、これが一つの主眼となつ

ておるわけでございます。御案内のように、近年

驚異的な進歩を遂げているバイオテクノロジー、

新素材、エレクトロニクス等の先端的な科学技術

を国民の健康増進のために集中的に投入してまい

りますならば、これは画期的な新薬等の開発が期

待できるわけでございます。

しかししながら、日本の場合は、バイオ等の基礎

科学の研究開発においては十年おくれをとつてお

る、こういう話をよく聞くわけでございます。そ

ういう点から考えますと、出資六十二年度一億

円、融資六十二年度二億円、合計三億円、この程

度の運用では余りにも少なくて実効が上がらない

のじゃないかと心配しますが、いかがでございま

しょうか。

○斎藤国務大臣 医薬品等の研究開発につきまし

ては、諸外国と比べましてこれまで必ずしも十分

な研究開発投資が行われていたとは言ひがたい点

がございました。そこで本制度創設をお願いをい

たしまして、今後これに力強く取り組んでまいり

たい、こう考えた次第でございますが、本制度が

有効に活用されて、民間における研究開発が振興

してまいることを望むわけでございます。そのた

めには、何よりもその財源の確保が重要でございます。本年は創設初年度でもございますので、今御指摘のように、資金量といたしましては十億円、そのうちの事業費としては三億円というようなことになっておるわけでございますが、今後この資金の財源の確保について財政当局に対しても強く要請をし、そして充実を図つてまいりたいと、いうふうに考えておるところでございます。

○沼川委員 従来の法の本体部分でございますところの副作用被害救済基金の拠出金率にも非常に問題があると思うわけで。この法律案は、御案内のようにサリードマイド、スモン等を教訓に五十四年に法律が制定されたわけでございますが、拠出金の出納状況を見てまいりますと、特に五十五年度より拠出金率が非常に下がつておるわけであります。しかも六十年度の積立金が七十三億九千五百萬円、このようになつております。将来大規模な副作用被害が発生したときに吹き飛んでしまうのじやないか、こういうおそれもあると思うわけであります。そういう意味で、研究開発は安全性の向上にも寄与するということが要求されますもので、あって先ほどこの出資金はそういう意味からも少ないのじやないかと申し上げたわけでございますが、いかがでしょうか。

〔丹羽(雄)委員長代理退席、長野委員長代理着席〕

○森(幸)政府委員 今先生お話しのようなことで、積立金の額につきましては、現在確かに八十億ほどになつてござります。これは今先生もお話しございましたように、将来の大規模な副作用被害というようなものが生じた場合には、この程度の額はどうしても必要であろうというふうに私ども考えておるわけでございます。

○沼川委員 時間がございませんので、これに関連してお尋ねをしたいと思います。

厚生省ではたしか一月十四日だと思いますが、幸田事務次官を本部長とする国民医療総合対策本部を省内に設置されているわけでございます。これは從来の保険制度面における医療費を直接的に

削減する、例えはレセプトの点検とかあるいは審査の強化などといった対症的な療法ではなくて、最終的に医療費適正化効果を發揮するようなことを目的としたところのプロジェクトチームだ、このように聞いておりますが、このような理解は間違いございませんでしょうか。

○長尾政府委員 お答えをさせていただきます。

国民医療総合対策本部の設置目的でございますが、御案内のように、二十一世紀の超高齢化社会に向かいまして、現在十八兆と見込まれます国民医療の規模はますます増大をしていくということが見込まれるわけでございます。こういった膨大な国民医療を良質で効率的な形で供給をしていく、ということはより一層重要な問題になると考えておるわけでございます。医療費の適正化問題につきましては、今先生から御指摘をいただきましたような観点から從来とも検討をしてまいったわけですが、そこでまずけれども、今回の対策本部の考え方には、医療保障、いわば医療保険のシステム、それから医療そのもののシステム、その両面にまたがります総合的な観点から、我が国の医療システムの合理化、効率化、どういう形で国民の皆様に良質な医療を効率的に供給していくことができるか、ということを検討するために設けたものでございます。

○沼川委員 今お答えいただきましたけれども、そういう目的でつくられたものであるならば、私は、この第一部会から第二、第三部会の内容をずっと見させていただきまして、一つどうも疑問に思ひますのは、将来にわたって医療費適正化対策を長期的な展望の中で考えていくものであるならば、当然これは少なくとも第一部会の中の医療サービス問題の中に医薬分業のあり方といふテーマがあつたつていいのじやなかろうかと思ひますし、またこういう問題は大きな柱として審議されるべき問題じやないかと思いますが、どこにその柱はございません。この点についてはどのようにお考えになつていらっしゃいますか。

○長尾政府委員 お答えさせていただきます。日本の医療をめぐります問題、先ほども申し上げましたように、医薬品の問題は非常に重要な問題ではございますが、限られた時間の中でポイントを絞つて議論させていただくという構成で考えていただいたわけでございます。議論が進みます過程で、医薬品の問題をどういうふうに取り組んでいくかということを検討いたします過程で、ただいま先生から御指摘がありましたことを踏まえて、私ども今後の検討を進めさせていただきたいと思います。

○長尾政府委員 我が国の医療問題を考えます場合に、医薬品の問題は先生御指摘のように大変大きな問題だと思うわけでございます。しかし、今先生お話しの医薬分業問題につきましては、私もいたしましては、この医薬分業の推進についての方向性は既に定まっておるものというふうに考えておるわけでございまして、具体的な方策について関係局の中で検討されておるというふうに考えておるわけでございます。

○沼川委員 何回も私がこの問題を取り上げますと、確かに分業は省是だということで、そういう答えがはね返つてしまります。しかし、ここ何年かを見てまいりまして、厚生省では分業という問題を本気で考えていらっしゃるのだろうか、内容を見ますと、余り前進はしていないような気がいたします。

特に、先ほどこの問題をお聞きいたしましたのは、メンバーの中で業務局関係で入つていらっしゃるのが業務局の経済課長さんだけなんですね。ですから、分業の方向を真剣に検討するということがあるならば、少なくとも経済課長さんだけじゃなくて、業務局の企画課長さんとか安全課長さん、それに担当の審議官といった方々をメンバーとして入れるべきじゃないかと思いますが、全然入つていません。どのようにお考えになりますか。

○長尾政府委員 お答えさせていただきます。

日本の医療をめぐります問題、先ほども申し上げましたように、医薬品の問題は非常に重要な問題ではございますが、限られた時間の中でポイントを絞つて議論させていただくという構成で考えましたために、ただいまのような形でスタートさせていただいたわけでございます。議論が進みます過程で、医薬品の問題をどういうふうに取り組んでいくかということを検討いたしました過程で、ただいま先生から御指摘がありましたことを踏まえて、私ども今後の検討を進めさせていただきたいと思います。

○沼川委員 現在、薬価の問題あるいは診療報酬の問題、特に保険医療の中では非常に難しい問題であるだけにいろいろな角度から検討されておるわけでございますが、薬価あるいは診療報酬としてところのプロジェクトチームだ、このように聞いておりますが、このような理解は間違いございませんでしようか。

○長尾政府委員 お答えをさせていただきます。

国民医療総合対策本部の設置目的でございますが、御案内のように、二十一世紀の超高齢化社会に向かいまして、現在十八兆と見込まれます国民医療の規模はますます増大をしていくということが見込まれるわけでございます。こういった膨大な国民医療を良質で効率的な形で供給をしていく、ということはより一層重要な問題になると考えておるわけでございます。医療費の適正化問題につきましては、今先生から御指摘をいたしましたように、この問題はもつと真剣ないわば議題として上がってもいいのじやないかと思うのですが、何回も恐縮です。

○長尾政府委員 お答えさせていただきます。

「長野委員長代理退席、委員長着席」

○長尾政府委員 我が国の医療問題を考えます場合に、医薬品の問題は先生御指摘のように大変大きな問題だと思うわけでございます。しかし、今先生お話しの医薬分業問題につきましては、私もいたしましては、この医薬分業の推進についての方向性は既に定まっておるものというふうに考えておるわけでございまして、具体的な方策について関係局の中で検討されておるというふうに考えておるわけでございます。

○沼川委員 何回も私がこの問題を取り上げますと、確かに分業は省是だということで、そういう答えがはね返つてしまります。しかし、ここ何年かを見てまいりまして、厚生省では分業という問題を本気で考えていらっしゃるのだろうか、内容を見ますと、余り前進はしていないような気がいたします。

特に、先ほどこの問題をお聞きいたしましたのは、メンバーの中で業務局関係で入つていらっしゃるのが業務局の経済課長さんだけなんですね。ですから、分業の方向を真剣に検討するということがあるならば、少なくとも経済課長さんだけじゃなくて、業務局の企画課長さんとか安全課長さん、それに担当の審議官といった方々をメンバーとして入れるべきじゃないかと思いますが、全然入つていません。どのようにお考えになりますか。

○沼川委員 次に、また関連しまして、これは先ほど河野先生の御質問とまた関連する問題でもございますが、医薬品卸業の問題についてお尋ねをしたいと思います。

これは日本医薬品卸業連合会が最近発表しました「病院との価格交渉の動向」、これは昭和六十一年十月末の時点でございますけれども、これを見ますと、昨年四月の部分改定から半年を経過しているのにもかかわらず、購入価格未決定病院が四分の一に達し、一昨年のときよりもまたさらに非常に多くなっているわけです。価格未決定率といふのは二五・五%でございまして、一昨年改定の半年後調査しました一九・九%と比べますと五・六%も上回つている、こういう一つの調査結果が出ております。

きたのもかかわらず、実態は改善されるどころか、ますます何か慢性的な傾向、こういうふうに見てもいいような数字が上がっているわけです。そこで、大臣にお尋ねしたいのですが、歴代の大臣にこの問題は聞いております。そのたびに大臣の御答弁は、強く指導する、改善に向かってどうですが、そういう経緯を踏まえて、この問題の解決をどうしたらいいのか、ひとつ大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○薬膳国務大臣 薬膳改定直後におきましては、

価格の決定が少しおくれるというようなことは現

実にあるのではないかというふうに思うわけであ

りますが、その代金の支払いをおくらせるため

に、価格の決定がおくれるというようなことにな

ることは大変問題であるというふうに考えており

まして、国立病院・療養所等を中心とした公的病

院につきましては、私どもなり、また文部省なり

を通して、適正に指導をいたし、また民間医療機

関等につきましては、各都道府県の所管の分野か

らひとつ強く指導をし、適正化を図つてしまいな

ければならないというふうに考えておるところで

ございます。

○沼川委員 こういう問題はどうすれば解決する

か、私非常に悩むわけでございますが、確かにこ

ういう実態をずっといろいろ見てみますと、やは

り医療機関の卸に対する代金の支払いといふ

のは遅とも一・五ヵ月から三ヵ月です。ところ

が七ヵ月も払わぬというのはどういうわけですか。

が、当然その中には薬代も含まれているわけです

納付期日も書かせない、とにかく薬品は納付させ

る、価格は決まらない、それで結局その背景には

きょうも先ほど保険局長やら何人か河野先生の

御質問に答弁されておりましたが、大学病院ある

いは国立病院、一方では会計法規は守りなさいと

いう指導は確かにやっています。ところがもう一

方では、良質で安く買えれば一番いいのですが、

良質ということよりか会計法規は守れ、安く買

え、こういう指導が現場ではやはりあつてゐるわ

けです。そうなりますと、薬膳が引き下げられ

る、当然それに右へ値上げ買いたきがあるわけ

です。医療機関に対して卸はどうしても弱い立場

です。何ならおまえのところは断つて、ほかにか

えると言われたら、それでおしまいますから、だ

れども、七ヵ月も七ヵ月半も代金をもらえない、

から言われるままに、期日も書かせない、とにかく薬品だけは納品させる、何回行つても価格は決

まらない。それが三ヵ月ぐらいならいいのですけ

ども聞きました、いやしくも国会における大臣の

発言で、この席で強く指導するとおっしゃったの

が、いつまでたつても解決しない。どう私は、

確かに裏には難しい背景もありますけれども、大

臣の御答弁があつた以上、もう少しこれは改善を

いただきたい、かように考えております。

○沼川委員 モデル契約をつくつていろいろやる

りまして、御指摘のよな支払い遅延を含みます

取引条件の改善といふことにさらに努力を

してまいりたい、かように考えております。

○沼川委員 モデル契約をつくつていろいろやる

りまして、御指摘のよな支払い遅延を含みます

取引条件の改善といふことにさらに努力を

してまいりたい、かように考えております。

○下村政府委員 確かにこれは国立病院だけじゃ

ありません、現在、医薬品流通近代化協議会、これは

薬務局にそういう協議会を置いてございますが、

その協議会におきまして、この医薬品流通問題の

検討を今していただいておりますが、その際に、

こういう基本的な考え方を持つて現在鋭意

のをつくつて、それを普及させていくということ

が流通の適正化につながっておりますが、その際に、

医療機関と卸業者との間のモデル契約といふもの

のをつくつて、それを普及させていくということ

が、いつまでたつても改善策を進めまいりたい、このように考えております。

○沼川委員 確かにこれは国立病院だけじゃなく

て、文部省関係、大学病院等の問題もあります

し、厚生省の中だけで解決できないいろいろな難

しい問題もたくさんあります。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

の中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

の中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

の中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何回もこれは省是として頑

張つております、分業をやりますとおっしゃるけ

れども、改めてもう一遍分業という問題がこうい

う問題の解決策としても大きな柱になつたつてい

いんじゃないか、そういう段階が来ているのじゃ

ないかという感じがいたします。

それで、先ほどお述べた国民医療総合対策本部

の中に分業をもつと大きな柱として取り組めと私の

言いたいのも、結局こういう問題を解消する抜本

策として、今まで何

○沼川委員 午前中もございましたけれども、さるに薬価基準の問題でお尋ねをいたしたいと思います。

昨年十一月、中医協で薬価調査が見送られまして、一年薬価引き下げがないわけですが、考えてみますと、五十六年ころから五年間でさつと五〇%を超す大幅引き下げを行われております。この薬価引き下げをどうするか、あるいはまた薬価基準算定方式の見直しをどうするか、いろいろなことを含めて今中医協で論議が行われているところでございますので、現時点では厚生省としてはつきりしたことは言えない、先ほどこういう御答弁でございました。確かに今まで算定方式として用いられてまいりました九〇%バルクライン方式を見直す必要があるのではないかという論議があることは、もう御承知かと思いません。新たにR方式、リーズナブルゾーン方式というのがいろいろとまた俎上に上つておるということも聞いております。これが最終的にどうなるのか、厚生省の中でも薬務局と保険局では何か御意見をちょうどお聞きつております。薬務局の方ではリーズナブルゾーン方式はどうも賛成の方向だと聞いております。これが最終的にどうなるのか、厚生省の中でも大変大きな影響力を持つていることは言うまでもないわけでございます。今、先生、保険局どもは医療保険制度の問題でござりますけれども、同時にそのあり方というものが医薬品産業に対しましても大変大きな影響力を持っています。今申しましてよな立場に立つて、薬務行政の立場からの御意見をこれまでいろいろ申し上げてきておりました。これからも必要に応じて保険局とも連絡をとりながら、そうして最終的には薬価算定方式が医療保険制度の中でうまくまとまりますように、そしてこれまた医薬品産業の健全な発展という点からいたしましても、適切にまとまるよう持つていくためには、私どもとしても努力してまいりたい、かようになります。

○下村政府委員 現在の算定方式の結果と申しますが、効果という点から見てまいりますと、九〇%バルクラインというふうなバルクライン方式といふのは、下げる幅についてある程度マイルドな結果をもたらすけれども、必ず下がるというふうな批判もあるわけございます。したがって、現在のところは、採算割れ品目等につきましては、その都度個別の検討対象いたしまして、別途引き上げ措置をとるという形で対応しているわけでござりますが、原理的な面で、そういうことでRとかしながら、Rといふことになりますと、そ

なのか、それからまたその幅が一体どの程度であればいいのかということについては、残念ながらなかなか早急な結論が得られないという点で、直ちにこれを導入してまいるということについては、議論をいただいているところでござります。

○森(幸)政府委員 薬価制度の問題は、基本的に医療保険制度の問題でござりますけれども、同時にそのあり方というものが医薬品産業に対しましても大変大きな影響力を持つていることは、言うまでもないわけでございます。今、先生、保険局どもは医療保険制度の問題でござりますけれども、同時にそのあり方というものが医薬品産業に対しましても大変大きな影響力を持つていることは、言うまでもないわけでございます。今申しましてよな立場に立つて、薬務行政の立場からの御意見をこれまでいろいろ申し上げてきておりました。これからも必要に応じて保険局とも連絡をとりながら、そうして最終的には薬価算定方式が医療保険制度の中でうまくまとまりますように、そしてこれまた医薬品産業の健全な発展という点からいたしましても、適切にまとまるよう持つていくためには、私どもとしても努力してまいりたい、かようになります。

○沼川委員 こういうふうに理解してよろしいですか。今の御答弁、ちょっとはつきりしない点もあつたわけですが、保険局の方はどうも現行の手帳してきたわけでござりますが、このたび厚生省の要求された三兆円に比べ一兆円と、なお不十分ながらも自主運用が認められましたことは、一步前進したと評価するものであります。この見地から一二、三点につきまして質問していきたいと思います。

今回は年金とともに郵便貯金にも自主運用の道が開かれたわけでございますけれども、郵貯の場合には、この自主運用が特別会計で行われるようになるのに対しまして、年金の方は年金福祉事業団を使うことになつておりますが、これはなぜこうなつたのでしょうか。

○水田政府委員 特別会計で運用いたします場合

構です。もうちょっと所見をいただきたいと思います。

○斎藤国務大臣 リーズナブルゾーン方式にも、またバルクライン方式にいたしましても、それぞれ一長一短があるので、と思うわけでござります。これまで薬価の改定を昭和五十六年から五回ほど行ってまいりまして、それなりの効果も上げてき、またそれなりの薬価の引き下げも行われてまいつたわけでございますが、現時点におきまして、これまでの状況を踏まえて算定方式等についてひつその一長一短をいろいろ御検討いただいて、そして新しい算定方式があるとするならば、それについて御協議をいたたくというようなことで、今鋭意御協議をいただき、もうその大詰めに来ておるよう聞かせていただいているわけでござります。この検討の結果が出来ましたならば、これを踏まえて厚生省としては対応いたしてまいりたいと考えております。

○沼川委員 以上で終ります。

○塙田委員長 塙田延光君。

○塙田委員 まず、年金の自主運用についてお尋ねいたします。

民社党は、かねてより年金財政の基盤強化のために、年金の自主運用の道を開くべきであると主張してきたわけでござりますが、このたび厚生省の要求された三兆円に比べ一兆円と、なお不十分ながらも自主運用が認められましたことは、一步前進したと評価するものであります。この見地から一二、三点につきまして質問していきたいと思います。

今回は年金とともに郵便貯金にも自主運用の道

とで、私どもは少しでも将来の年金財政の安定に寄与することを目的に自主運用事業を行いますので、幅の広い運用範囲ということで、事業団を通じてやるようになります。

○塙田委員 より積極的に、また有利に運用したことでございますが、それでは郵貯と比べて運用の範囲がどのように具体的に違つておるのか、御説明いただきたいと思います。

○水田政府委員 郵貯の場合は、国債、地方債、金融債などの有価証券と預貯金という元本保証のものとのほかに金銭信託、生命保険契約が加わっております。

○塙田委員 年金積立金の自主運用は、厚生省としては初めてのことでございますので、いろいろ研究されたと思いますが、諸外国の例も参考にしています。この年金積立金の運用に長い歴史と経験を持つておりますアメリカにおいてはどのような運用が行われているのか。特にアメリカなどにおいては、株式の運用がかなりのシェアを占めているというふうに承知しておりますが、この辺について厚生省の検討の結果について御説明いただきたいと思います。

○水田政府委員 アメリカの年金制度は国民一般

を対象とした公的年金がございますが、これは賦課式でございますので、積立金運用というのはございません。公務員を対象としました年金制度及び企業年金があるわけでございますが、この公務員の年金制度あるいは企業年金制度は積立方式で運用がなされております。地方公務員の年金制度における資産運用の中身でございますが、最も新しい情報としまして、一九八五年現在の資産運用の内訳を見ますと、株式運用が三四%、連邦政府証券三一%、社債、外債が二三%となつております。それから民間の企業年金の資産運用は、直接企業自身が運用する場合あるいは信託銀行に委託する場合、生命保険会社あるいは投資顧問会社

を使う場合といろいろあるわけでございますが、それらを通じて概観をいたしましたと、資産別に見ますと、一九八六年現在で、株式は五割程度、債券は三割程度、このようになつております。

○塚田委員 株式の運用を入れるとなりますと、いろいろなリスクが出てくるというような意味で極めて慎重を期さなければいけないことは当然だと思います。しかしながら、年金資金運用検討会の中間報告では、議決権をあらかじめ放棄するなど、企業支配につながらないような形で株式運用もできるようにすべきだという提言がされております。

このような提言と、そしてまたいわゆるリスク回避のための歯どめというようなことを勘案しながら、何らか株式運用についての道も模索すべきだという考え方が、この検討会の中間報告のところたくさんあるわけでございますけれども、厚生省自身としては、この株式運用を含めるということについて、現在どう考え、また今後どのような取り組み姿勢で、多分これは対大蔵ということになりますか、折衝することになると思うのですけれども、その決意と申しましょか、今後の方針についてお伺いしたいと思います。

○水田政府委員 自主運用は、具体的に運用の衝に当たりますのは年金福祉事業団でございますが、この年金福祉事業団の資産運用のあり方は、大別して二つあると思います。

一つは、資金運用の専門機関でありますところの信託、生保に委託して行う。この生保、信託の場合は、当然株式運用もその中で加味してやっておるわけでござります。

もう一つの事業団が直接自分で運用する場合、これが現在言うなれば禁じ手になつていいわけでございますが、これにつきましては、先生御指摘のとおり、年金資金運用検討会の中間報告で、公的資金を通じての企業支配にならないような方法で検討しろ、こういう御指摘もいたしておりますので、やはり年金福祉事業団が直接株式の運用

に当たるということになりますと、それだけのフ

アンドマネージャーを持つというような運用体制の他の問題がありますので、体制整備の問題等十分見きわめながら、関係省庁とも前向きに御相談をさせていただきたい、このように思つております。

○塚田委員 有利運用のために、株式運用についても、年金資金運用検討会の報告の線に沿つて、今後関係省庁とも打ち合わせていく、このように受け取らせていただきます。

さて、自主運用の資金量は今後逐次拡大していくべきであり、まだいくのではなかろうかと思う

わけですが、その場合、運用事業の直接の衝に当たります年金福祉事業団の運用体制の整備が極めて重要であり、この上手下手と申しますが、これによつて年金の財産が大きく左右されてしまうわけでございます。そういう意味におきまして、質の高い資金運用担当者の確保が要求されるわけでござります。こういうことも含ま

して、年金福祉事業団の運用体制の整備に万全をしまして、大臣の所見をお伺いしたいと思いま

す。

○斎藤國務大臣 年金福祉事業団の運用体制の整備につきましては、先生がおっしゃるとおり、しつかりした体制を整えていかなければならないと考えております。特に責任体制を確立すること、また最適な運用方針が策定できること、また運用機関の運用実績を適正に評価できること、こういった三点について十分留意した体制を整備してい

て、本年四月から、この方針に沿いまして、年金福祉事業団に担当理事を責任者とする資金運用事業本部を既にスタートさせまして、その準備体制を整えているところでございます。今後とも御指摘のよな運用体制の充実にさらに努力をいたしまいる覚悟でござります。

○塚田委員 それでは次に、医薬品副作用被害救濟基金法の一部を改正する法律案に關し質問させ

ていただきます。

これは実際のところは、研究振興基金を設けようという方にかなりポイントを置かれた改正であろうと私は受けとめております。そういう意味におきまして、医薬品産業の研究開発を促進しようとするわけでございますが、このような施策を行ふに当たりましては、我が国の医薬品産業の現状と問題点を明らかにして、それに対応した将来の医薬品産業政策のビジョンを前提として研究振興基金のあり方についての位置づけを明確にする必要があろうかと思います。

そういう次第でございまして、その際参考になるものといたしまして、本年二月、医薬品産業を中心とした化粧品産業に從事する労働者の団体でございます化粧エネルギー労協が「医薬品産業に関する政策提言」としまして、医薬品産業に対する産業政策のあり方について極めて広範かつ具体的な政策提言を盛り込んでおります。この提言の内容については、厚生省も入手しているはずと私は承知しておりますが、この提言を厚生省はどういうお受けとめになつておりますのか、コメントいただきたいと思います。

○森(幸)政府委員 先生今お話しのように、本年の二月に「医薬品産業に関する政策提言」というのが化學エネルギー労協の方からなされたわけござります。この提言につきまして、私どもも読ましていただきました、医薬品産業の分析だけではなくて、広く医療問題全般にわたりまして検討を行つた上で、総合的な議論を展開をされておられます。今までござつた点について十分留意した体制を整備してい

て、この提言につきまして、私どもも読ましていただきました、医薬品産業の分析だけではなくて、広く医療問題全般にわたりまして検討を行つた上で、総合的な議論を展開をされておられます。今までござつた点について十分留意した体制を整備してい

当たりまして、私どもも十分参考にさせていただ

きたい、かように考えております。

○塚田委員 我が国の経済構造の変化、そして社会保障政策の変化の中で、医薬品産業の存立基盤もまた大きく変化しているわけでございます。こ

のような情勢のもとで、厚生省は医薬品産業の将来のあり方についてどのようなビジョンを持つておられるのか、総括的にまた具体的、簡潔にばざつと言つていただきたいと思います。

○斎藤國務大臣 医薬品産業はエレクトロニクス産業とかコンピュータ産業と並ぶ、我が国にふさわしい省資源、知識集約型の産業であります。技術立国を目指す我が国といたしましては、二十一世紀へ向けての重要な戦略産業であるべきだと考えております。また生命関連産業でござりますが、その成長が、厚生省といたしましては、医薬品産業には、今後高齢化社会の進行に伴い、増大し多様化する国民の保健医療ニーズに対応し、成人病治療とか、また老人性痴呆症の克服等のためにより安全で有効な新薬を開発していくことが求められております。

このようないくために、研究開発の強化ということ、第二回目には、国際的事業の展開ということを柱といたしまして、積極的な産業振興策を推進し、国民の期待にこたえていく産業に育成をいたしてまいりたいと考えております。そういう際に、ただいまお話しございました化學エネルギー労協のお示しになられました医薬品産業に関する提言といたしまして、このようないくで、厚生省といたしましては、まず第一に、研究開発の強化ということ、第二回目には、国際的事業の展開ということを柱といたしまして、積極的な産業振興策を推進し、国民の期待にこたえていく産業に育成をいたしてまいりたいと考えております。そういう際に、ただいまお話しございました化學エネルギー労協の提言といたしまして、このようないくで、厚生省といたしましては、まず第一に、研究開発の強化ということ、第二回目には、国際的事業の展開ということを柱といたしまして、積極的な産業振興策を推進し、国民の期待にこたえていく産業に育成をいたしてまいりたいと考えております。そういう際に、ただいまお話しございました化學エネルギー労協の提言といたしまして、このようないくで、厚生省といたしましては、まず第一に、研究開発の強化

とかいうことで、医薬企業の経営基盤が非常に圧迫されるような状況になつておおり、画期的新薬の開発しているとか、また開発投資額が巨額化するに考えておるところでございます。

ては、規制の見直しであるとか特許制度の見直しなど、制度面での対応のみならず、産学者の協力体制の整備や研究交流の促進など環境整備も重要なわけございます。このよくなことに對しまして、現在国として、このような医薬品産業の研究開発活動に対しどのような具体的な支援策を講じているのか、こうしたい、ああしたいじやなくて、しているのかについて御説明賜りたいと存じます。

○森(幸)政府委員 今先生のお話の中にも出てまいりましたが、医薬品産業にとりまして研究開発の推進というは大変大きなテーマでございまして、特に年におきましては、バイオテクノロジーを初めといたします先端技術が登場してきたことともございまして、医薬品の研究開発というのが新しい展開を現在示しつつあるわけでございまして、そういう観点から基礎的な研究、基礎的な技術開発の重要性がますます高まってきている私ども考えております。そういうような状況のもとにおきまして、現在厚生省といたしまして考えております基本的な方向というのは、二つあるうかと思います。

まず第一は、難病治療薬あるいは希用薬と言われておりますが、医療上必要であるにもかかわらず市場性に乏しいというようなことのために、民間の企業の努力のみにゆだねていては十分な開発が期待できない、そういう医薬品に関する研究開発を促進するというのが行政の一つの役割であるう、こう考えております。

それから二つ目は、バイオテクノロジーの開発等々を通じまして、医薬品産業全体の技術水準を高めていく。そして医薬品産業が果たすべき社会的使命でもござります医薬品の開発というような問題につきまして、これを支える基礎的、先端的な技術開発の研究を振興していく、これが二つの役割であろう、かように考えておるわけでございます。

そういう二つの公共性の高い分野において今後ともこの施策を伸ばしていきたいと考えておりますが、今先生お話しのように、具体的にどういうことをやつておるかということについて若干敷衍させていただきますと、前者につきましては、難病治療薬の開発を助成いたしましたために、新薬開発推進事業という補助金を出してございます。それから後者の方につきましては、六十一年度から官民共同で行います長寿関連基礎科学研究事業といたしましては、そちらに積極的に取り組んでおるわけでござりますが、そういう考え方の延長上の問題といたしまして、今回この基金法の改正の中で、新たな出資、融資の制度を設けていただき、かように考えております。

○塙田委員 研究振興について今後ますます需要が増してきておるから、そのバックアップのためには、今度の改正案による新提案がなされたもの、このように受けとめさせています。

さて、先ほどより化學エネルギー労働の出されました政策提言についてかなりの評価をされていましたが、いかがであらうかと提案したいわけですがございますが、厚生省のお考えをお聞かせいただきたいと存じます。

○森(幸)政府委員 先ほど来お話し申し上げておりますように、現在転換期にござります医薬品産業の今後の方向ということを検討してまいりますが、場合には、いろいろな立場からの御意見が出て、それをすり合わせながら最も望ましい方向に医薬品産業を発展させていくことが大きな課題だらうと考えております。そういうような医薬品だらうと考えておりますけれども、いろいろと考えております。そういうような医薬品等々を通じまして、医薬品産業全体の技術水準を高めていく。そして医薬品産業が果たすべき社会的使命でもござります医薬品の開発というような問題につきまして、これを支える基礎的、先端的な技術開発の研究を振興していく、これが二つの役割であるうかのように考えておるわけでございます。

そういう二つの公共性の高い分野において今後ともこの施策を伸ばしていきたいと考えておりますが、今先生お話しのように、具体的にどういうことをやつておるかということについて若干敷衍させていただきますと、前者につきましては、難

病の機関を設置することにつきましては、これはいろいろな考え方があるかと思しますけれども、こ

れは、今先生お話しのように、具体的にどうしてそれが実現されるかと私は思っていますけれども、こ

れは、今先生お話しのように、具体的にどうしてそれが実現されるかと私は思っていますけれども、こ

れは、今先生お話しのように、具体的にどうしてそれが実現されるかと私は思っていますけれども、こ

れは、今先生お話しのように、具体的にどうしてそれが実現されるかと私は思っていますけれども、こ

れは、今先生お話しのように、具体的にどうしてそれが実現されるかと私は思っていますけれども、こ

○塚田委員 この制度は、申し上げましたように、医薬品メーカーにとりましては、強制的な共済制度に加入させられておる、しかしこれで安心もできるというような受けとめ方もあるはずでございます。ところが、この救済基金の実際の支払い状況などからすると、もう積立金は十分と思われる以上にしているのぢやないか。となれば、共済制度的な考え方からすれば、それは取り崩して加入者に對して、配当というわけではございませんが、還付してもいいんじやないかというようない考え方もあるわけでございますし、それは特段な考え方としても、極めて妥当な考え方として、は、今後については拠出金の率をもつと下げて負担を軽減してほしいというような要望も出てきているわけでございますが、こういう要望の声なき声があつたとして、厚生省はどのような受けとめでおられましようか。

○森(幸)政府委員 拠出金率につきましては、この制度が差足をいたしまして以降、給付の状況に合わせまして過去二回にわたって引き下げを行つております。現在積立金は、先ほども申しましたように、年々増加しているところでございますが、先ほど申しましたようなことで、万が一の規模の副作用被害が発生したときには、やはりこの程度のものは現在の段階では必要だ、私どもこう考えておるわけでございます。

そこで、これを将来どういうふうに考えていくかということになりますと、これまたなかなか難しい問題でござりますが、今回新たに研究振興業務を追加をするということになりましたことでもありますし、またこの拠出金率につきましては、五年ごとに内に見直すというようなこともございますので、最近の給付の状況というようなものも検討してみたい、かように考えているところでござります。

それから、今お話の中に還付という御提案がございましたが、現在の制度のもとでは、一たん拠出政状況全般についてひとつ見直しをすることも検討してみたい、かのように考えているところでござります。

出していたときました額については、余剰が生じます。ましても、還付を行なうということは制度的にはなかなか難しいのではないか、かように考えております。

○塚田委員 研究振興基金を設けようというアイデアが出たわけでございますが、これは救済基金の方の積立金が余裕が出たからひとつ有効活用としていろいろ考えた上でちょっといいかなということでもって研究振興基金というのが出てきたのか。それともそんなことは全然別にして、先ほど力説されておりましたように、研究振興というのは大切だから何とかしたいと思っていた、ところが新しい基金もしくは特殊法人をつくるのは難しかから、眠つておる法人とか何か探しておつたら救済基金があつたから、これを活用するのだ。この二つのアプローチ、考え方があつたわけですが、実態はどうぢらなんですか。

○森(厚生府委員) 今先生がお話しの研究振興業務を救済事業という従来からの基金の業務に追加するという形で今回処理をすることにいたしましたわけでございます。この新しい研究振興業務を行う実施主体を一体どういうふうな形で考えていったらいいのかということは、私どもこの事業の方針を固めていく際に非常に大きな問題として出てきています。この新しい研究振興業務を行った。政府全体の行政改革の推進という大きな政策的な枠の中で新たな法人を設立するということは、極めて困難であるという状況でございまして、そうなりますと、厚生省の既存の法人の改組でこの事業を実現していくことが現実的ではないかというような結論になつたわけでござります。厚生省の特殊法人あるいは特別認可法人と言われるものがいろいろござりますけれども、そういう法人をいろいろ検討いたしまして、医薬品の安全性に関連があるというようなことも考えまして、この副作用救済基金の改組という方針で臨むことにいたしたわけでございます。

今御質問にございましたメリットはどうだということでございますが、今言つたような事情でそういう方針をとつたわけでございます。しかし、今回新規に法人をつくらないで既存の法人の改組で対応することにいたしたということで、管理業務の体制というようなものは共有できるわけですが、いまして、その意味での経費についてのむだを省くということは可能になつたかと考えております。それからもう一つ、この副作用被害の救済基金が研究振興業務を行うということで、企業の行います研究開発につきましても、安全性への配慮が十分行き届くというような実質的な効果も、付随的かもしれませんのが、あるのではないかということに考えております。

○塙田委員 一般管理費の面において、総合化することによって合理化できるということになります

すと、この救済基金というものは、中小メーカーも含めて全医薬品メーカーが拠出しているわけでございますが、研究振興の方はどうちらかというと限られた医薬品メーカーが活用されることになるはずでございます。となると、中小メーカーのある程度の犠牲の上に一般管理費が負担されてしまうというような結果になるのじゃないかと思います。

そもそも経営論から言えば、これは邪道であり間違いじゃないかと私は思うのですよ。先ほど強調されましたように、そんなに研究振興が大切であります。そうなれば世論の支持もあるとなれば、堂々と一つの独立基金もしくは機構として運営してもいいのじゃないか。行革審がどう言うか知らぬけれども、行革審とかいうのはあくまでも、むだなものはおやめなさい、いいものはやりなさいということとどるべきだと私は思うのです。その辺、厚生省は自信を持ってやるべきであり、こんな救済基金と一緒にすることによつてお茶を濁すようなやり方だつたらアブハチ取らずであつて、救済基金の本来のいろいろな制約条件とか何かが出てきて、たがをはめられてしまふ危険性があるて、いわゆる本来の研究振興の目的に制約となる。そうなつてはいけないということで、大事な仕事はそれなりのはつきりした目的のもとに一つの機構で運営するのだという自信を持つてぜひ取り組んでいただきたいなと思うわけでござります。

そして、最後になりますが、救済基金の余裕があるからという見方からでも結構でございます。または研究振興基金の方の一つの新しい道として、先ほど局長が難病についても今までの中においても既に手を打っているのだとおっしゃられておりますけれども、私はまだまだ不十分だと思うので、徹底的にこの問題に取り組んでいただきたいと思うのです。取り組むには何といっても資金がなければ解決できないことが多いために、遅々として進まないような状況に置かれているのではないかと私は残念に思っているわけであり、救済

補てんすれば、十分全体として損失を免れるとい
うことができる慎重な態勢でやるようにいたして
おります。

過信を持つていてはこれは大変なことです。本當に失敗したら全部ちゃんと国から補償してくれるのなら——これは掛金を掛けた人の金ですからね。ですから、もうかつたときは成功払いてくれるけれども、失敗した場合にはどうしようもないという——生命保険会社だって長い間いろいろ上手にやってきた。今まで上手にやってきたと言つても時代が変わつてきているのですよ。今アメリカの経済がどんなに大変になつてゐるかということですね。それは今にドルの大暴落にでもなれば、今電車に局長や大臣はお乗りになつていらつしゃらないかもしませんけれども、電車に乗つてみてください。八八年大恐慌るとか、これはオーバーに言つてゐるのかもしませんけれども、週刊誌やなんかでもいっぱいこれは書かれてゐるのですね。こういう中で、今までの我々の経験主義では対処できないような状態になつてゐるときに、このような危険なことをやつていくといふことでは、やはりこの年金の積立金といふのは、お年寄りが老後の保障のために、それを楽しみに出しているわけなんですから、まさに老後を平和に送りたいというものが、例えばアメリカのあれが買える、先ほど買うか買わないかわからないうようにおつしやいましたけれども、買えるといふことは、もし買った場合、これは今アメリカはどんどんSDIなどで軍拡を進めているときですので、そういうものに金を使われるのじゃないか。これは非常にあれですけれども、こういう点では労働者はこういうものに使われるということに対して私は納得できないのではないかというふうに思います。

体厚生省に私は今質問に立っているのかなどいふ自分で錯覚を起こすような感じで、株に手を出したことよりも、株の大暴落なんというようなことによつてこゝまで、つづかばう、つ冒夫で音ひばる

体厚生省に私は今質問に立つていいのかなどしゃべりませんが、自分で錯覚を起こすような感じで、株に手を出さないといふことも、株の大暴落などいうようなことになつたときに、わざかぐらいの損失で済めば今までのもうけたものを積み立てておいてと、やられてしまつた場合、たとえ小口に幾つに分けてしても、大きくぱつとやられたときには、これは非常に危険です。今大きな企業でも倒産ということも考えられておりますし、銀行の倒産さうよな、これを読みますと、そんなふうに感言われる。アメリカにはもう銀行の倒産も出ますので、どうしても厚生省がやりになつて、だれがやつたって、専門家がやつたって大変なきに、厚生省がこんな金もけに巻き身をやつすということは、武士の商法で非常にリスクが大きくなれば、補てんの保証というのがないといふことで、補てんの保証はないですね、もし大穴をあけたとき。それだけお答え願います。

最後に、一言だけ大臣にお答え願いたいのです。けれども、アメリカの国債をお買いになるおつと

が出てくるわけ
いかがでしょか

けれども、この点については

○斎藤国務大臣　この法律を通していただきまして、たならば、年金福社事業団が窓口になつて、この収益事業を始めてまいるわけでございますが、先ほどからお話をござりますように、確かに厚生省も年金福社事業団もプロではないわけでござります。この資金運用については、国民的に大きな期待がありますとともに、またその期待に必ずこなれて、安全かつ効率的な運用がなされなければなりませんと考へておりますので、そういう点には十分注意をして、これに取り組んでまいらなければならぬ、こう考えております。

そういう観点から、この運用成果を上げるために、金融のエキスパートから成ります年金資金運用検討会を設けまして、ここで基本的な運用方針を立てまして、この基本指針に基づきまして、このほどその運用の基本指針につきまして、この御提言をいたしましたところをございまして、この基本指針に沿つて、先ほど申し上げましたように、安全かつ効率的な運用に全力を尽くしてまいる所存でございます。

〔長野委員長代理退席、委員長着席〕

○田中(美)委員　私の聞いたことには一つもお答えにならない。勝手なことをおつしやつておりました。私はアメリカの国债を買つつもりかと言つておるのでですが、それはお答えができなかつたところで、次の医薬品の副作用被害救済基金について質問をいたします。

これは私は非常にびっくりしたのですけれども、先ほどの議員の中からも出ておりましたが、副作用の被害者に対して救済する基金に企業が新薬を開発するものをくつづけるということ自体が非常にないものだというふうに思ひます。そういうところからいろいろな、誤解なのか正しく見方なのかわかりませんけれども、被害者の新薬を新薬といふものがおざなりになつて、研究振興の士に重点を置くのではないか、そういうふうな考

が出てくるわけですけれども、この点についていかがでしょうか。時間がありませんので一言で

○森(幸)政府委員 救済事業に加えまして研究振興事業をこの救済基金の事業に取り入れることにしたわけでございますが、その理由は、先ほど申上げておりますように、行政改革の推進の中で新規法人を設立することが極めて困難であるというような状況のもとで、既存法人の改組でそれを実現することにいたしたわけでございます。

ただ、そういうふうになります場合に、その救済事業がおろそかになるのではないかというふうな今御指摘がございましたけれども、私どもは、救済制度につきましては、従来からやつておられますと同様に、今後ともこの制度が定着し、活用されるよう、今までと同様にいろいろな措置を講じてまいりたい、かように考えております。いずれにいたしましても、救済事業に影響が及ばないよう、この研究振興業務をやっていくこと困るという感じがいたします。

○田中(美)委員 今までと同様に同様にいうと、一度も言われましたけれども、今までがやはりきちっとやられてないのじやないかというふうに私は思うのですから、もっと悪くなりはしないかという心配をするわけですね。今までどおりでも困るわけです。それを二度も言われるとなつて困るという感じがいたします。

拠出金の率ですけれども、最初は上限は千分の一で進んだわけすけれども、もう今は千分の一で進んでいるわけですね。最初三十八億五千六百万というようなことでしたけれども、六十年度には六億三百百万というふうにずっと減ってきているのですね。これが本当に副作用の救済をする人がいなくなつたから、だからこれがこと、いうふうになつてきたというならばいいわけですけれども、この救済の中身の問題ですけれども、例えばこういう法律ができたというのは、大臣御存じだと思いますけれども、スモンという世間

最大の薬害、これがきっかけでてきたわけですね。このスマソンの患者さんというのは、今もう死んでしまったのです。これは給付も少ないので、スマソンの患者さんはもつとたくさんこういうふうにしてはいいということがあります。それがどこまでが妥当であるかどうかは別として、今非常に老齢化しているわけですね。例えば宇多野という国立療養所のところにはスマソンの病棟があるわけですけれども、ここに入つても一、二ヵ月で出てこなければならぬ。若くて病気が軽ければ、また何かといふことをできるのかもわかりませんけれども、もう老齢化しておりますので、こういう方たちは、ちがはり長期に療養する施設などが非常に欲しいというようなことを言つているのですね。ですから、例えばこういうことに、やはりこの基金をこんなようにならんなど下げるのではなくて、もっと初めからのような千分の一くらいといふものをどんどんつけて、そしてそういうものをつくるとか、そういうふうにするということが大事じゃないか、だから今までどおりでは大変に困るのではないかというふうに私は思つております。

そういう点でも相當いろいろ手を打つてきましたといふことも、私どもは要因の一つであると考えておられます。ですが、同時に、医療機関を始め関係方面にこの制度が必ずしも十分に浸透していないんじやないかといふような御指摘も耳にすることがござります。そういうような御意見も十分踏まえまして、今後この制度の周知徹底を図つてまいりたい、かようになります。

○田中(美)委員 よく御存じで。この基金制度といふのは本当に知られていないということが大きいけれど、泣き寝入りしている人がたくさんいるわけですね。ですから、こういう人たちをもつと幅広く進めていくことや、今私がお伺いしました、そういう施設などをつくるということの御返事がありませんでしたけれども、こういったものをぜひPRをうんとすると同時に、老齢化したそういう被災者に対しても新たな救済をするという形で、もつと基金というものをふやしていただきたいと私は思っております。

それから、先ほどもちょっと出ておりました

いりますので、そういう制約はございますが、しかし、この出資なり融資なりの条件に合ったようなものが出てくれば、それはやり得る可能性はあるというふうに私どもは考えております。

○田中(美)委員 もうちょっと厚生省の指導というものを、今エイズの治療薬などのは非常にこないねがつてはいるわけで、企業ペースですのことでということできょっと弱いと思いますけれども、一応やる可能性はあるということですね。

それからもう一つは、血友病の患者さんが血液製剤のためにエイズのキャリアや患者になられた非常にお気の毒な方が何人か出ていられるということは新聞報道などで聞いております。これに対しても、厚生大臣に伺いたいのですけれども、この救済法ではがんだとか血液製剤については除外するということになつてはいるわけですが、この血友病の方たちに対しては、やはり厚生省が認めた薬によつてこのような病気やキャリアになられてはいるということについては何らかの対策をする必要があると思うのです。厚生大臣、救済の措置がどのように入れていくか、それともどういうふうな、何らかの形でやらなければ余りにも、人道問題か

また被害が出ました後にそれを廻り及して適用するということが、この救済基金が保険の仕組みになつておるという観点からも難し、こういうようないろいろな難しい点がございまして、なかなか困難なことありますけれども、過日からいろいろ御指摘もあるわけでございますので、もう一度この救済基金で何とか救済することができないかという検討をしてみたいということとともにどうしてもだめな場合であつても何らかの救済措置が、医療補助とかそういうような観点からも含めてできないかどうか早急に検討をいたしてみたないと考えて、今検討いたしております。

○田中(美)委員 今の点で大変心強く思いましたので、ぜひそれを早急にやっていただきたいと思います。

最後に、きょうは反対討論もありませんので、この法案についての私の見解をちょっととまとめましたので、一言読ませていただきます。

第一に、この法案に対しても、製薬大企業など

そういう点で、このことをやつていただけるでしょうか。こういう方向に向かって、今すぐ長田の療養施設をつくるという返事をせよ、こうしたことではありませんけれども、そういうふうな方向で努力ができるかということをちょっとお伺いしたいと思うのです。

○森(季)政府委員 今先生のお話の中に二点あつたかと思うのですが、先にこの基金の活用状況という御指摘がありました。

基金への申請件数というものは、制度が発足をいたしました後、徐々にではございますが請求件数も増加をいたしておりまして、六十一年度におきましては、これまで最高の百三十三件といふところへ来ております。請求件数等が当初見込んでおりましたのに比べますと必ずしも多くないという点はございますが、これは医薬品の安全対策

それで、エイズの治療薬は開発をやる予定でしょうか。

な作用によつて生じた場合を副作用、こうしううになつておることが第一でありまして、また第二番目には、先ほど先生もおつしやられましたように、もうその薬しかないといふ、代替の措置がないということによつて使わざるを得ない薬、すなわちこの血液製剤とか、また制がん剤といふようなものについては除外をされておるという点、

できないということを申し上げまして、私の質問を終わります。

できないということを申し上げまして、私の質問を終ります。

いまでの、そういう制約はございますが、しかもこの出資なり融資なりの条件に合ったようなものを、今エイズの治療薬というのは非常にこながつてゐるわけですが、それはやり得る可能性はあるで、ということであつて、そういうふうに私どもは考えております。

○田中(義)委員 もうちよつと厚生省の指導というものを、今エイズの治療薬といふのは非常にこながつてゐるわけですが、企業ベースですで、で、ということであつて、ちょっと弱いと思ひますけれども、一応やる可能性はあるということですね。

それからもう一つは、友病の患者さんが血液製剤のためにエイズのキヤリアや患者になられたことは新聞報道などで聞いております。これに対することは新規の方が何人か出でていられるということは、厚生大臣に伺いたいのですけれども、こしては、厚生大臣に伺いたいのですけれども、この救済法ではがんだとか血液製剤については除外するということになつてゐるわけですが、この血友病の方たちに対しても、やはり厚生省が認めた薬によつてこのよな病気やキヤリアになられてゐるということについては何らかの対策をする必要があると思うのです。厚生大臣、救済の措置があると思うのですけれども、だからこの救済措置の中に入れていくか、それともどういうふうな、何らかの形でやらなければ余りにも、人道問題から考へても國の責任が非常に大きいと思ひますので、その点、厚生大臣にお答え願いたい。

○斎藤国務大臣 血液凝固因子の投与によりましてエイズウイルスに感染された方々について、この救済基金で救済ができないか、こういうお話をあります。私もこれまで検討をいたしまりましたが、先生も御承知のように、この救済基金におきます副作用の定義といふものが、いわゆるその薬の薬理作用による副次的な作用によつて生じた場合を副作用、こういうことになつておることが第一であります。また第二番目には、先ほど先生もおつしやられましたように、もうその薬しかないという、代替の措置は、なわちこの血液製剤とか、また創がん剤というようなものについては除外をされておるという点、

○田中(美)委員 今までの被災が出来ました後にそれを廻り及して適用するということが、この救済基金が保険の仕組みになつておるという観点からも難し、こういうようないろいろな難しい点がございまして、なかなか困難なことありますけれども、過日からいろいろ御指摘もあるわけでございますので、もう一度この救済基金で何とか救済することができないかという検討をしてみたいということとともに、どうしてもだめな場合であっても何らかの救済措置が、医療補助とかそういうような観点からも含めてできないかどうか早急に検討をいたしてみたいと考えて、今検討いたしておりますとござります。

○田中(美)委員 今の点で大変心強く思いましたので、ぜひそれを早急にやつていただきたいと思っています。

最後に、きょうは反対討論もありませんので、この法案についての私の見解をちょっとまとめておきます。

第一に、この法案に対しては、製薬大企業などの研究開発に対して利子成功払いの融資や出資事業を行なうというものであつて、私としては納得ができます。

また二番目は、国や大学の研究を製薬企業の利益に奉仕させ、産官学の癒着を促進するものではないかというふうに思いますが、この点でも非常に大きな疑問を持つております。

それから三番目は、副作用被害者救済という其金本来の業務をおろそかにして、基金の性格を製薬企業奉仕の性格に変えていくのではないかといふような問題点を含んでおるということで、この法案に対して私たちはどうしても賛成することができないということを申し上げまして、私の質問を終わります。

○堀内委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○堀内委員長 速記を起こしてください。

年金財政基盤強化のための年金福祉事業団の業務の特例及び国庫納付金の納付に関する法律案に

る。

第二条第一項中「医薬品」とは」の下に「、第三項を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

この法律で「医薬品技術」とは、医薬品(薬

事法第二条第一項に規定する医薬品をいい、専

ら動物のために使用されることが目的とされて

いるものを除く)の生産又は販売に関する技術

のうち厚生省の所掌に係るものであつて、その

品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与

するものその他国民の健康の保持増進に相当程

度寄与するものをいう。

第三条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医

薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

第四条の次に次の二項を加える。

(資本金)

第四条の二 基金の資本金は、医薬品副作用被害

救済基金法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二号)附則第二条第四項の規定によ

り政府が出資した額及び同条第三項の規定によ

る求めに応じて政府以外の者が出資した額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、厚生大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができ

る。

3 政府は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に出資することができる。

4 政府及び政府以外の者の出資金並びにこれを運用した場合に生ずる利子その他の運用利益金は、第二十七条第二項から第四項までに規定する業務の財源に充てなければならない。

(持分の払戻し等の禁止)
第四条の三 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。
2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。
(持分の移転の対抗要件)

第四条の四 出資者の持分の移転は、取得者について第四十七条の二第二項各号に掲げる事項を

出資者原簿に記載した後でなければ、基金その他の第三者に對抗することができない。

第五条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医

薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

第八条中「救済」の下に「及び医薬品技術等の開発」を加える。

第十条第三号中「救済」の下に「及び医薬品技

術等に関する試験研究の促進」を加える。

第十四条第一項第四号を次のよう改める。

四 資本金、出資及び資産に関する事項

第十八条第一項本文を次のよう改める。

理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第二十三条第二項中「十人」を「三十人」に改める。

第四条の二 基金は、医薬品副作用被害

救済基金法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二号)附則第二条第四項の規定によ

り政府が出資した額及び同条第三項の規定によ

る求めに応じて政府以外の者が出資した額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、厚生大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができ

る。

3 政府は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に出資することができる。

4 政府及び政府以外の者の出資金並びにこれを運用した場合に生ずる利子その他の運用利益金は、第二十七条第二項から第四項までに規定する業務の財源に充てなければならない。

(持分の払戻し等の禁止)

第四条の三 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の移転の対抗要件)

第四条の四 出資者の持分の移転は、取得者について第四十七条の二第二項各号に掲げる事項を

いい、専ら動物のために使用されることが目的とされているもののを除く。その他の人の疾病的診断、治療若しくは予防に使用されること又は人の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすこと

が目的とされている物の生産又は販売に関する業

務のうち厚生省の所掌に係るものであつて、その

品質、有効性及び安全性の確保又は向上に寄与するものその他国民の健康の保持増進に相当程度寄与するものをいう。

第三条中「医薬品副作用被害救済基金」を「医

薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

第十四条第一項第四号を次のよう改める。

四 資本金、出資及び資産に関する事項

第十八条第一項本文を次のよう改める。

理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第二十三条第二項中「十人」を「三十人」に改める。

第四条の二 基金は、医薬品副作用被害

救済基金法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二号)附則第二条第四項の規定によ

り政府が出資した額及び同条第三項の規定によ

る求めに応じて政府以外の者が出資した額の合計額とする。

2 基金は、必要があるときは、厚生大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができ

る。

3 政府は、前項の規定により基金がその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、基金に出資することができる。

4 政府及び政府以外の者の出資金並びにこれを運用した場合に生ずる利子その他の運用利益金は、第二十七条第二項から第四項までに規定する業務の財源に充てなければならない。

(持分の払戻し等の禁止)

第四条の三 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の移転の対抗要件)

第四条の四 出資者の持分の移転は、取得者について第四十七条の二第二項各号に掲げる事項を

務に係る勘定においては」を加える。

第四十条第一項中「残余の額」の下に「(研究

振興業務に係る勘定にあつては、当該勘定に係る

残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える。

2 基金は、研究振興業務に係る勘定において、

前項の規定による積立てを行つた後、なお残余額に応じて分配することができる。

第四十二条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に二号を加える。

二 資金運用部への預託

第四十七条第二項中「第三十四条」を「第三十

二号とし、第一号の次に二号を加える。

三号とし、第二号の次に二号を加える。

四 条第二項」に改める。

第七章中第四十八条の前に次の二項を加える。

(出資者原簿)

第三十四条を同条第一項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

1 基金は、厚生大臣の認可を受けて、第二十七

条第一項第二号に掲げる業務の一部を委託することができる。

2 基金は、厚生大臣の認可を受けたとき、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に交付しなければならない。

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることがある。

4 第二十七条第二項から第四項までに規定す

る業務(以下「研究振興業務」という)。

第三十九条中「基金は」の下に「、救済給付業

にあつては、研究振興業務に係るものに限る)をしようとするとき。

三 第四十二条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

四 第四十二条第四号又は第四十五条の厚生省令を定めようとするとき。

第五十一条に次の二項を加える。

2 厚生大臣は、第三十五条第一項の認可(研究振興業務に係る部分に限る)又は第三十七条の認可(研究振興業務に係る事業計画の部分に限る)をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第五十四条中「十万円」を「二十万円」に改め

る。

第五十八条第三号中「第二十七条第一項」の下に「から第四項まで」を加える。

第五十九条中「五万円」を「十万円」に改める。

附則 第五十八条第三号中「第二十七条第一項」の下に「から第四項まで」を加える。

第五十八条第三号中「第二十七条第一項」の下に「から第四項まで」を加える。

附則 第五十八条第三号中「第二十七条第一項」の下に「から第四項まで」を加える。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(定款の変更及び出資の募集等)

第二条 医薬品副作用被害救済基金(以下この条において「基金」という)は、その定款をこの法律による改正後の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法(次条において「新法」という)。

第三条 第二条第一項の規定に適合するよう変更し、政府以外の者に対し出資を募集しなければならない。

2 基金は、前項の募集が終わつたときは、厚生大臣に定款の変更の認可を申請し、その認可を受けなければならない。この場合において、その認可の効力は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)から生ずるものとする。

3 基金は、前項の規定による認可を受けたとき

は、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを施行日の前日までに行うことを求めなければならない。

四 政府は、前項の規定による求めがあつたときは、施行日の前日までに、予算で定める金額の範囲内において、基金に出資するものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に医薬品副作用被害救済・研究振興基金という文字を用いている者については、新法第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 この法律の施行の際現に理事又は監事である者の任期については、なお従前の例によることとする。

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「医薬品副作用被害救済基金」を削る。

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「医薬品副作用被害救済基金」を削る。

(厚生省設置法の一部改正)

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「医薬品副作用被害救済基金」を削る。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 施行日の属する医薬品副作用被害救済・研究振興基金の事業年度に関する法人税法その他の法人税に関する法令の規定について

は、その事業年度の開始の日から施行日の前日までの期間及び施行日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみなす。

(売上税法の一部改正)

第十二条 売上税法(昭和六十二年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第十三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第十五条 第二条第一項中「次条第一項」を「附則第三十二条第一項」に改め、同条第二項の表

「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十六条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

(厚生省設置法の一部改正)

第十七条 第二条第一項中「次条第一項」を「附則第三十三条第一項」に改め、同条第二項の表

「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十八条 第二条第一項中「次条第一項」を「附則第三十二条第一項」に改め、同条第二項の表

「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第十九条 第二条第一項中「次条第一項」を「附則第三十三条第一項」に改め、同条第二項の表

「医薬品副作用被害救済基金」を「医薬品副作用被害救済・研究振興基金」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第二十条 第二条第一項中「次条第一項」を「附則第三十三条第一項」に改め、同条第二項の表

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律)

(昭和三十九年法律第二百三十四号)の一部を次の

ように改正する。

第四条中「二万七千二百円」を「二万七千四百円」に、「四万八百円」を「四万千百円」に改める。

第十八条中「一万五千五百五十円」を「一万千六百五十円」に改める。

第二十六条の三中「二万八百円」を「二万九百円」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一項)

第十三条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改め

正) (国民年金法等の一部を改正する法律の一項)

第五十一条に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第三十二条第一項中「次条第一項」を「附

則第三十三条规定する年金た

中「三十一万六千四百円」を「三十一万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第三十二条第一項中「次条第一項」に改め、同条第二項に規定する年金た

中「三十一万六千四百円」を「三十一万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第三十二条第一項中「次条第一項」に改め、同条第二項に規定する年金た

中「三十一万六千四百円」を「三十一万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第三十二条第一項中「次条第一項」に改め、同条第二項に規定する年金た

中「三十一万六千四百円」を「三十一万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第三十二条第一項中「次条第一項」に改め、同条第二項に規定する年金た

中「三十一万六千四百円」を「三十一万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第三十二条第一項中「次条第一項」に改め、同条第二項に規定する年金た

中「三十一万六千四百円」を「三十一万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)以下「法律第三十四条」という)附則第三十二条第一項の改正規定を除く)は、昭和六

年三月一日から施行する。

第十三条第一項中「次条第一項」に改め、同条第二項に規定する年金た

中「三十一万六千四百円」を「三十一万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第三十二条第一項中「次条第一項」に改め、同条第二項に規定する年金た

中「三十一万六千四百円」を「三十一万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第三条の規定(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四条)以下「法律第三十四条」という)附則第三十二条第一項の改正規定を除く)は、昭和六

年三月一日から施行する。

第十三条第一項中「次条第一項」に改め、同条第二項に規定する年金た

中「三十一万六千四百円」を「三十一万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

附則第三十二条第一項中「次条第一項」に改め、同条第二項に規定する年金た

中「三十一万六千四百円」を「三十一万八千八百円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(児童扶養手当法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 昭和六十二年三月以前の児童扶養手当の額については、なお從前の例による。

(特別児童扶養手当等の支給に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 昭和六十二年三月以前の月分の特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び法律第三十四号附則第九十七条第一項の規定による福祉手当の額については、なお從前の例による。

(法律第三十四号の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和六十二年三月以前の月分の法律第三十四号第一条の規定による改正前の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号。以下「この条例において「旧国民年金法」という。)による老齢福祉年金及び旧国民年金法第七十七条第一項ただし書又は第七十八条第二項に規定する老齢年金の額については、なお從前の例による。

(年金額の改定措置の特例)

第五条 国民年金法による年金たる給付(付加年金を除く)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百五十五号)による年金たる保険給付、法律第三十四号附則第三十二条第三項に規定する年金たる給付並びに法律第三十四号附則第七十八

条第一項及び第八十七条第四項に規定する年金たる保険給付については、昭和六十年の年平均の物価指数(総務省において作成する全国消費者物価指数をいう。以下この項において同じ)に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十二年四月以降の当該年金たる給付又は年金たる保険給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金たる給付又は年金たる保険給付の額が講ぜられたときは、国民年金法第十六条の二の規定(他の法令において、引用し、適用し、又はその例による場合を含む。)の適用については同条の規定による年金たる給付の額の改定の措置が講ぜられたも

のとみなし、厚生年金保険法第三十四条の規定(他の法令において、引用し、適用し、又はその例による場合を含む。)の適用については同条

の規定による年金たる保険給付の額の改定の措

置が講ぜられたものとみなす。

(法律第三十四条の二の規定による年金たる給付

金法第十六条の二の規定により同法による年

金たる給付(付加年金を除く。)の額を改定する

措置とみなす。

4 第一項及び第二項の規定による年金たる給付又は年金たる保険給付の額の改定の措置は、農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)第三十四条の二の規定の適用については、国民

年金法第十六条の二の規定により同法による年

金たる給付(付加年金を除く。)の額を改定する

措置とみなす。

理由

母子家庭、心身障害者及び老人の福祉の向上を図るため、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、老齢福祉年金等の額の引上げ等を行うとともに、拠出制国民年金及び厚生年金保険について、昭和六十二年度において特例として年金額を改定する措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

原子爆弾の被爆者の福祉の向上を図るために、医療特別手当及び保健手当の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)
第一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)の一部を次のように改

2 昭和六十二年三月以前の月分の医療特別手当及び保健手当の額については、なお從前の例による。

(特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお從前の例による。

三千七百円」に、「二万七千二百円」を「二万七千四百円」に改める。

附則

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

2 昭和六十二年三月以前の月分の医療特別手当及び保健手当の額については、なお從前の例による。

3 第八条第二項中「十六万八千円」を「十八万

円」に、「十一万四千円」を「十二万円」に、「十六万八千円」を「十七万四千円」に改め、同条

第三項中「十六万八千円」を「十八万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

4 第八条第二項中「十六万八千円」を「十八万

円」に、「十一万四千円」を「十二万円」に、「十六万八千円」を「十七万四千円」に改め、同条

第三項中「十六万八千円」を「十八万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

5 第八条第二項中「十六万八千円」を「十八万

円」に、「十一万四千円」を「十二万円」に、「十六万八千円」を「十七万四千円」に改め、同条

第三項中「十六万八千円」を「十八万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

6 第八条第二項中「十六万八千円」を「十八万

円」に、「十一万四千円」を「十二万円」に、「十六万八千円」を「十七万四千円」に改め、同条

第三項中「十六万八千円」を「十八万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

7 第八条第二項中「十六万八千円」を「十八万

円」に、「十一万四千円」を「十二万円」に、「十六万八千円」を「十七万四千円」に改め、同条

第三項中「十六万八千円」を「十八万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

8 第八条第二項中「十六万八千円」を「十八万

円」に、「十一万四千円」を「十二万円」に、「十六万八千円」を「十七万四千円」に改め、同条

第三項中「十六万八千円」を「十八万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

9 第八条第二項中「十六万八千円」を「十八万

円」に、「十一万四千円」を「十二万円」に、「十六万八千円」を「十七万四千円」に改め、同条

第三項中「十六万八千円」を「十八万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

10 第八条第二項中「十六万八千円」を「十八万

円」に、「十一万四千円」を「十二万円」に、「十六万八千円」を「十七万四千円」に改め、同条

第三項中「十六万八千円」を「十八万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

11 第八条第二項中「十六万八千円」を「十八万

円」に、「十一万四千円」を「十二万円」に、「十六万八千円」を「十七万四千円」に改め、同条

第三項中「十六万八千円」を「十八万円」に改め、同条第七項の表を次のように改める。

第一款 症	一、四七六、〇〇〇円
第二款 症	一、三四一、〇〇〇円
第三款 症	一、〇七六、〇〇〇円
第四款 症	八六五、〇〇〇円
第五款 症	七六五、〇〇〇円
第六項 症	一、六一七、〇〇〇円
第七項 症	一、六一七、〇〇〇円
第八項 症	八三一、六〇〇円

リテーションの推進」に改める。

第二章中第三条の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第三条を次のように改める。

(職業リハビリテーションの原則)

第三条 職業リハビリテーションの措置は、障害者各人の障害の種類及び程度並びに希望、適性、職業経験等の条件に応じ、総合的かつ効果的に実施されなければならない。

2 職業リハビリテーションの措置は、必要に応じ、医学的リハビリテーション及び社会的リハビリテーションの措置との適切な連携の下に実施されるものとする。

第三条の三中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条を第三条の四とする。

第三条の二第一項中「身体障害者でない」を「身体又は精神に一定の障害がない」に改め、同条第二項中「身体障害者」を「障害者」に、「身体的条件」を「身体的又は精神的な条件」に改め、同条第三項中「身体障害者を「障害者」に改め、同条を第三条の三とし、同条の前に次の節名及び一条を加える。

(第一節 職業紹介等)
(求人の開拓等)
第三条の二 公共職業安定所は、障害者の雇用を促進するため、障害者の求職に関する情報を収集し、事業主に対して当該情報の提供、障害者の雇入れの勧奨等を行うとともに、その内容が障害者の能力に適合する求人の開拓に努めるものとする。

第四条を次のように改める。
(障害者職業センターとの連携)

第四条 公共職業安定所は、前条の適性検査、職業指導等を特に専門的な知識及び技術に基づいて行う必要があると認める障害者については、第九条に規定する障害者職業センターとの密接な連携の下に当該適性検査、職業指導等を行なう。又は当該障害者職業センターにおいて当該適性検査、職業指導等を受けることについてあつせんを行なうものとする。

第五条及び第三章の章名を削る。

第六条第一項中「身体障害者」を「障害者(身体障

害者、精神薄弱者その他政令で定める障害者)に限る。次条及び第七条第二項において同じ。」

に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第五条とする。

第七条の見出しを「適応訓練のあつせん」に改め、同条中「身体障害者」を「その雇用の促進のために必要があると認めるときは、障害者に改め、同条を第六条とする。

第八条第二項中「身体障害者」を「障害者」に改め、同条を第七条とする。

第九条及び第四章の章名を削り、第十条中「この章」を「前三条」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条及び二節を加える。

(就職後の助言及び指導)

第九条及び第四章の章名を削り、第十条中「この章」を「前三条」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の二条及び二節を加える。

(就職後の助言及び指導)

第八条の二 公共職業安定所は、障害者の職業の安定を図るために必要があると認めるときは、その紹介により就職した障害者その他事業主に雇用されている障害者に対して、その作業の環境に適応させるために必要な助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)
第八条の三 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節第一款において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)

第八条の三 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節第一款において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)

第八条の三 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節第一款において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)

第八条の三 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節第一款において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)

第八条の三 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節第一款において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)

第八条の三 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節第一款において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)

第八条の三 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節第一款において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)

第八条の三 公共職業安定所は、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要があると認めるときは、障害者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業補助具、作業の設備又は環境その他障害者の雇用に関する技術的事項(次節第一款において「障害者の雇用管理に関する事項」という。)についての助言又は指導を行うことができる。

(事業主に対する助言及び指導)

二 広域障害者職業センター

三 地域障害者職業センター

(障害者職業総合センター)

第九条の二 障害者職業総合センターは、次に掲げる業務を行う。

一 職業リハビリテーション(職業訓練を除く)。

二 前号の措置を受けた障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に付随して、次に掲げる業務を行なうこと。

六 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地域障害者職業センター)

第九条の四 地域障害者職業センターは、次に掲げる業務を行う。

一 障害者に対する職業評価、職業指導、職業成及び研修を行うこと。

二 事業主に対する障害者の雇用管理に関する準備訓練及び職業講習を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地域障害者職業センターの位置等)

第九条の五 障害者職業センターの位置、名称その他の運営に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(名称使用の制限)

第九条の六 障害者職業センターでないものは、その名称中に障害者職業総合センター又は障害者職業センターという文字を用いてはならない。

(名称使用の制限)

第九条の七 労働大臣は、障害者職業センターを置かなければならぬ。

2 障害者職業カウンセラーは、労働大臣が指定する試験に合格し、かつ、労働大臣が指定する試験を修了した者その他労働省令で定める資格を有する者でなければならない。

一 項第一号の療養施設若しくはリハビリテーション施設その他の労働省令で定める施設との密接な連携の下に、次に掲げる業務を行う。

一 労働省令で定める障害者に対する職業評価、職業指導及び職業講習を系統的に行なうこと。

二 前号の措置を受けた障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対する障害者の雇用管理に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

四 広域障害者職業センター及び地域障害者職業センターその他の関係機関に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導その他の援助を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に付隨して、次に掲げる業務を行なうこと。

六 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地域障害者職業センター)

第九条の八 地域障害者職業センターは、次に掲げる業務を行う。

一 障害者に対する職業評価、職業指導、職業成及び研修を行うこと。

二 事業主に対する障害者の雇用管理に関する準備訓練及び職業講習を行うこと。

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(地域障害者職業センターの位置等)

第九条の九 障害者職業センターの位置、名称その他の運営に関し必要な事項は、労働省令で定める。

(名称使用の制限)

第九条の十 障害者職業センターでないものは、その名称中に障害者職業総合センター又は障害者職業センターという文字を用いてはならない。

(名称使用の制限)

第九条の十一 労働大臣は、障害者職業センターを置かなければならぬ。

2 障害者職業カウンセラーは、労働大臣が指定する試験に合格し、かつ、労働大臣が指定する試験を修了した者その他労働省令で定める資格を有する者でなければならない。

(障害者職業センター相互の連絡及び協力等)
第九条の八　障害者職業センターは、相互に密接に連絡し、及び協力して、障害者の職業生活における自立の促進に努めなければならない。

2　障害者職業センターは、公共職業安定所の行う職業紹介等の措置及び職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十六条第四項の「公共職業訓練施設(第八十二条において「公共職業訓練施設」という。)」の行う職業訓練と相まって、効果的に職業リハビリテーションが推進されるように努めるものとする。

第九条の九　障害者職業センターにおける職業リハビリテーションの措置は、無料とするものとする。

第二款　日本障害者雇用促進協会による障害者職業センターの設置

及び運営の業務の実施

第九条の十　労働大臣は、第四章の規定により日本障害者雇用促進協会が設立されたときは、日本障害者雇用促進協会に第九条に規定する業務(以下「職業センターの設置運営業務」という。)を行わせるものとする。

2　労働大臣は、前項の規定により日本障害者雇用促進協会に第九条に規定する業務(以下「職業センターの設置運営業務」という。)を行わせるものとする。

3　労働大臣は、第六十五条第二項の認可をしようとするとき、第七十条の規定による設立の認可の取消しをしようとするとき、又は日本障害者雇用促進協会が職業センターの設置運営業務を行なうことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、職業センターの設置運営業務を自ら行うものとする。

4　労働大臣は、前項の規定により職業センターの設置運営業務を行うものとのし、又は同項の規定

定により行つてある職業センターの設置運営業務を行わないものとするときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

5　労働大臣が第三項の規定により職業センターの設置運営業務を行うものとし、又は同項の規定により行つてある職業センターの設置運営業務を行わないものとする場合は、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

第六章　設置運営業務の実施

第九条の十一　日本障害者雇用促進協会が行う職業センターの設置運営業務について前款の規定を適用する場合においては、第九条中「政府」と

あり、及び第九条の七第一項中「労働大臣」とあるのは、「日本障害者雇用促進協会」とする。

2　第九条の五の規定は、日本障害者雇用促進協会が行う職業センターの設置運営業務については、適用しない。

第四節　日本障害者雇用促進協会による障害者職業訓練校の運営の義務

第九条の十二　労働大臣は、第四章の規定により日本障害者雇用促進協会が設立されたときは、日本障害者雇用促進協会に職業能力開発促進法第十六条第六項の労働省令で定める障害者職業訓練校の運営の業務(以下「職業訓練校の運営業務」という。)を行わせるものとする。

2　第九条の十第二項から第五項までの規定は、前項の規定により日本障害者雇用促進協会が設置運営業務を行なう場合について準用する。この場合において、同条第二項中「開始する日並びに日本障害者雇用促進協会が設置及び運営を行なう障害者職業センターの名称及び位置を官報で公示しなければならない。

3　労働大臣は、第六十五条第二項の認可をしようとするとき、第七十条の規定による設立の認可の取消しをしようとするとき、又は日本障害者雇用促進協会が職業センターの設置運営業務を行なうことが困難となつた場合において必要があると認めるときは、職業センターの設置運営業務を行なうものとする。

4　労働大臣は、前項の規定により職業センターの設置運営業務を行なうものとのし、又は同項の規定

においては、日本障害者雇用促進協会は、国とみなす。

第十一条の前に次の章名、節名及び一条を加える。

第三章　身体障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等

第一节　身体障害者の雇用義務等

(身体障害者の雇用に関する事業主の責務)

第十条　すべて事業主は、身体障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有するものであつて、進んで身体障害者の雇入れに努めなければならない。

第十二条　この章を「この節及び第三十九条の十」に改め、同条第二項中「重度障害者」を「重度身体障害者」に改める。

第十四条第一項中「第四項」を「第五項」に、「次条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同条第三項中「重度障害者」を「重度身体障害者」に改め、同条第四項中「身体障害者」の下に「である労働者」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第二項の規定にかかるわらず、特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により地方公共団体が設立した法人)は、前項の規定による認定をした後

日本障害者雇用促進協会が設立された法人のうち、その資本金の全部若しくは大部分が国若しくは地方公共団体からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を國若しくは地方公共団体からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるもの

をいう。以下同じ。)に係る第一項の身体障害者雇用率は、第二項の規定による率を下回らない

率であつて政令で定めるものとする。

第十四条の次に次の一条を加える。

(子会社に雇用される労働者に関する特例)

第十四条の二　特定の株式会社の発行済株式の総数の二分の一を超える数の株式又は特定の有限会社の資本の三分の一を超える額に相当する出資口数を有する事業主で、当該事業主及び当該株式会社又は有限会社(以下「子会社」という。)の申請に基づいて当該子会社について次に掲げる基準に適合する旨の労働大臣の認定を受けたもの(以下「親事業主」という。)に係る前条第一項及び第五項の規定の適用については、当該子会社が雇用する労働者は当該親事業主が雇用する労働者と、当該子会社の事業所は当該親事業主の事業所とみなす。

一　当該子会社の行う事業と当該事業主の行う事業との人的関係及び営業上の関係が緊密であること。

二　当該子会社が雇用する身体障害者である労働者の数及びその数の当該子会社が雇用する労働者の総数に対する割合が、それぞれ、労働大臣が定める数及び率以上であること。

三　当該子会社がその雇用する身体障害者である労働者の雇用管理を適正に行なうに足りる能

力を有するものであること。

四　前二号に掲げるもののほか、当該子会社の行う事業において、当該子会社が雇用する重度身体障害者その他の身体障害者である労働者の雇用促進及びその雇用の安定が確實に達成されると認められること。

四　労働大臣は、前項の規定による認定をした後において、親事業主が同項に定める株式若しくは資本についての要件を満たさなくなつたとき若しくは事業を廃止したとき、又は当該認定に係る子会社について同項各号に掲げる基準に適合しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

第十五条第一項中「重度障害者」を「重度身体障害者」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四

神薄弱者である労働者は、身体障害者である労働者とみなす。

3 第十四条の二第一項の規定の適用について

は、同項第二号から第四号までの規定中「身体障害者」とあるのは、「身体障害者又は精神薄弱者」とする。

4 事業主は、第十五条第一項の身体障害者の雇入れに関する計画を作成し、又は実施する場合においては、精神薄弱者の雇入れは身体障害者の雇入れに含まれるものとして、当該作成又は実施をすることができる。

(精神薄弱者である労働者は、精神薄弱者とされるが、精神薄弱者である労働者は、身体障害者とされる。)

第三十九条の十二 精神薄弱者である労働者は、

身体障害者である労働者とみなして、第十九条

第一項、第二十八条第一項及び第二項、第二十

九条第三項、第三十九条の八第一項並びに第八

十二条第一項の規定(これらの規定に係る罰則

の規定を含む)を適用する。

2 政府は、精神薄弱者に関しても、第十八条第

一号から第四号まで及び第六号(同条第二号か

ら第四号までに係る部分に限る。次項において

同じく)に掲げる業務に相当する業務を行うこと

ができる。

3 前項の場合においては、当該業務は、第十八

条第二号から第四号まで及び第六号に掲げる業

務に含まれるものとみなして、第二十条、第二

十六条、第三章第二節第三款、第五十九条第一

項、第五十九条の二から第六十条の二まで、第

六十四条から第六十四条の三まで、第六十四条

の五及び第七十条の二の規定(これらの規定に

係る罰則の規定を含む)を適用する。この場合

において、第二十条第二項中「身体障害者」とあ

るものは「身体障害者又は精神薄弱者」と、第三十

九条の三中「第十八条」とあるのは「第三十九条

の十一第二項」とする。

(身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者の雇用の促進に関する研究等)

第三十九条の十三 政府は、身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者に関して、第十八条第四

号及び第六号(同条第四号に掲げる業務に係る部分に限る。次項において同じく)に掲げる業務に相当する業務を行うことができる。

2 前項の場合においては、当該業務は、第十八

条第四号及び第六号に掲げる業務に含まれるものとみなして、第二十条、第二十六条、第三章

第二節第三款、第五十九条第一項、第五十九条から第六十四条の三まで、第六十四条及び第七十

条の二の規定(これらの規定に係る罰則の規定

を含む)を適用する。この場合において、第二

十条第一項中「身体障害者」とあるのは「障害者」と、第三十九条の三中「第十八条」とあるのは

「第三十九条の十三第一項」とする。

〔第六章 身体障害者雇用促進協会〕を「第四章

日本障害者雇用促進協会」に改める。

第四十条中「身体障害者雇用促進協会」を「日本

障害者雇用促進協会」に改める。

〔資本金〕

第四十一条の二 協会の資本金は、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律(昭和六十二年

法律第
号)附則第六条の規定により政

府から出資があつたものとされた額とする。

〔資本金〕

第五十四条第三項中「役員」を「会長に改め、「定

款で定める」の下に「期間」とし、理事及び監事の任期は、二年以内において定款で定める」を、「創立総会で定める」の下に「期間」とし、設立当時の理事及び監事の任期は、一年以内において創立総会で定める」を加え、同条に次の二項を加える。

4 役員は、再任されることができる。

第五十九条第一項中「納付金関係業務及び第

七十九条第二項に規定する業務を行うほか」を削り、同項第一号を次のよう改める。

一 職業センターの設置運営業務を行なうこと。

二 納付金関係業務を行なうこと。

三 納付金関係業務を行なうこと。

四 第七十九条第二項に規定する業務を行なうこと。

5 前項の規定により協会に出資するときは、金銭以外の財産を出資の目的とすることができる。

6 評価委員その他の前項の評価に関し必要な事項の財産の価額は、出資の日現在における時価を

基準として評価委員が評価した額とする。

評価委員その他の前項の評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条第一項中「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に改め、同条第一項

中「でない者」を「でないもの」に、「身体障害者雇用促進協会」を「日本障害者雇用促進協会」に改める。

第四十七条第四号中「身体障害者」を「障害者」に改める。

第五十条第一項第一号の三及び第一号の四に掲げる業務」に、「身体障害者の雇用の促進」を「障害者の雇用の促進及びその職業の安定」に改める。

第六十条第一項中「納付金関係業務及び第五

九条第一項第一号に掲げる業務」を「第五十九条第一項第一号から第一号の三まで及び第三号の二に掲げる各業務」に改め、同条第三項中「納付金関

係業務」を「第五十九条第一項第一号の三及び第三号の二に掲げる各業務」に改める。

第六十条の二の見出し中「納付金関係業務」を

「業務」に改め、同条中「納付金関係業務」を

「第五十九条第一項第一号から第一号の四まで及

び第三号の二に掲げる各業務」に改め、「開始す

る際」の下に「それそれ」を「当該業務を行なう事務所」の下に「(同項第一号に掲げる業務)に改め、「開始す

る際」の下に「それそれ」を「当該業務を行なう事務所」の下に「(同項第一号に掲げる業務)に改め、「開始す

る際」の下に「それそれ」を「当該業務を行なう事務所」並びにその設置及び運営を行なう障害者職業センター。以下この条に

おいて同じ」とを加え、「納付金関係業務を行なう」を「当該業務を行なう」に改める。

第六十三条に次の二項を加える。

3 協会は、第一項の規定による承認を受けた財務諸表を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

4 第六十四条中「納付金関係業務及び第五十九条第一号に掲げる業務」を「第五十九条第一号から第一号の三まで及び第三号の二に掲げる各業務」に改める。

第五十九条第一項第二号及び第三号中「身体障害者」を「障害者」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三 一二 労働者が障害者となつた後において當該労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主であつて、当該雇用の継続のため政令で定める措置を講ずるものに対し、労働省令で定める

保険料を供しようとするときは、労働省令で定める

場合を除き、労働大臣の認可を受けなければな

ど。

第五十九条第一項第五号及び第七号中「身体障

害者」を「障害者」に改める。

第五十九条の二第一項第一号の三及び第一号の四に掲げる業務」を「第五十九条第一項第一号の三及び第一号の四に掲げる業務」を「第五十九条第一項第一号から第一号の四まで及び第三号の二に掲げる各業務」に改め、同条第三項中「納付金関

係業務」を「第五十九条第一項第一号の三及び第三号の二に掲げる各業務」に改める。

第六十条第一項中「納付金関係業務及び第五

九条第一項第一号に掲げる業務」を「第五十九条第一項第一号から第一号の三まで及び第三号の二に掲げる各業務」に改め、同条第三項中「納付金関

係業務」を「第五十九条第一項第一号の三及び第三号の二に掲げる各業務」に改める。

第六十条の二の見出し中「納付金関係業務」を

「業務」に改め、同条中「納付金関係業務」を

「第五十九条第一項第一号から第一号の四まで及

び第三号の二に掲げる各業務」に改め、「開始す

る際」の下に「それそれ」を「当該業務を行なう事務所」の下に「(同項第一号に掲げる業務)に改め、「開始す

る際」の下に「それそれ」を「当該業務を行なう事務所」並びにその設置及び運営を行なう障害者職業センター。以下この条に

おいて同じ」とを加え、「納付金関係業務を行なう」を「当該業務を行なう」に改める。

第六十三条に次の二項を加える。

3 協会は、第一項の規定による承認を受けた財

務諸表を主たる事務所に備えて置かなければな

らぬ。

4 第六十四条中「納付金関係業務及び第五十九条第一号に掲げる業務」を「第五十九条第一号から第一号の三まで及び第三号の二に掲げる各業務」に改める。

第五十九条第一項第二号及び第三号中「身体障害者」を「障害者」に改め、同号の次に次の二号を加える。

三 一二 労働者が障害者となつた後において當該労働者の雇用を一定期間以上継続する事業主であつて、当該雇用の継続のため政令で定める措置を講ずるものに対し、労働省令で定める

保険料を供しようとするときは、労働省令で定める

場合を除き、労働大臣の認可を受けなければな

らぬ。

(財産の処分等の制限)

第六十四条の六 協会は、労働省令で定める重要

な財産を貸し付け、譲り渡し、交換し、又は担

保に供しようとするときは、労働省令で定める

場合を除き、労働大臣の認可を受けなければな

2 政府は、身体障害者及び精神薄弱者以外の障害者の雇用の促進及びその職業の安定について、その職能的諸条件についての調査及び研究に努めるものとし、その結果に基づいて、当該障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために施設の推進について検討するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、第五十九条第一項の改正規定(一)、納付金関係業務及び第七十九条第二項に規定する業務を行はか」を削る部分並びに同項第一号の三、第一号の四及び第三号の二に係る部分に限る)、第六十条第一項及び第三項、第六十条の二並びに第六十四条の改正規定、第六十四条の六を第六十四条の八とし、第六十四条の五を第六十四条の七とする改正規定、第六十四条の四を第六十四条の五とし、第六十四条の三の次に一条を加える改正規定(第五十九条第一項第三号の二に掲げる業務に係る部分に限る)、第七十条の二の改正規定(改正後の第六十四条の六に係る部分を除く)、第八十七条第六号の改正規定並びに附則第二条第五項の改正規定(第六十四条の四まで)を改める部分に限る)、並びに附則第五条及び第十四条の規定は、昭和六十一年七月一日から施行する。

(名称使用の制限に関する経過措置)

第一条 この法律の施行の際現にその名称中に障害者職業総合センター又は障害者職業センターという文字を用いているものについては、この法律による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「新法」という)第九条の六の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

2 この法律の施行の際現にその名称中に日本障害者雇用促進協会という文字を用いているものについては、新法第四十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(身体障害者の雇入れ計画の作成命令に関する経過措置)

第三条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日までの間にこの法律による改正前の身体障害者雇用促進法(以下「旧法」という)第十五条第一項の規定により発した命令のうち、当該命令を発した日においてその雇用する身体障害者(新法第二条第二号に規定する身体障害者をいう)である労働者(新法第十四条第一項に規定する労働者をいう)の数に精神薄弱者(新法第二条第四号に規定する精神薄弱者をいう)である労働者の数を加えた数が新法第十四条第一項に規定する法定雇用身体障害者数に相当する数以上であった事業主に対するものは、この法律の施行の時にその効力を失う。

(身体障害者雇用調整金及び報奨金に関する経過措置)

第四条 昭和六十二年度以前の年度分の身体障害者雇用調整金及び報奨金については、な

お従前の例による。

(身体障害者雇用促進協会の定款の変更)

第五条 この法律の公布の際現に身体障害者雇用促進協会が設立されている場合又はこの法律の公布の日から施行日の前日までの間に身体障害者雇用促進協会が設立された場合は、同日までに、日本障害者雇用促進協会となるために必要な定款の変更をし、労働大臣の認可を受けることができる。

2 前項の認可があつたときは、同項に規定する定款の変更は、施行日にその効力を生ずる。

(出資等)

第六条 この法律の施行の際現に日本障害者雇用促進協会(以下「新協会」という)が設立されている場合で、新法第九条の十第一項の規定により新協会に事業セントラルの設置運営業務を行うために必要と認められるものは、この法律の施行の時に、国(新法第九条の十第一項の規定により新協会に職業センターの設置運営業務を行わせる場合にあつては、新協会)が職業センターの設置運営業務を行わせるために必要と認められるものは、この法律の施行の時に、國(新法第九条の十第一項の規定により新協会に職業センターの設置運営業務を行わせる場合にあつては、新協会)が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。

2 前項に定めるものほか、この法律の施行の際現に事業團が旧法業務に關して有する権利及び義務は、この法律の施行の時に、國が承継するものとし、その範囲は、労働大臣が定める。

(非課税)

第十条 前条の規定により新協会が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対する不動産取得税を課することができない。

(職員の身分の承継)

第十一條 附則第六条に規定するときにおいては、この法律の施行の際現に次の各号のいずれかに該当する者は、施行日に、新協会の職員となるものとする。

一 事業團が設置する施設のうち旧法業務に係るものに勤務する事業團の職員

二 事業團の事務所に勤務する職員で、あらかじめ事業團の理事長が指名するもの

三 事業團が設置する施設のうち事業團からの委託を受けて労働福祉事業團が行う旧法業務に係るものに勤務する労働福祉事業團の職員で、あらかじめ労働福祉事業團の理事長が指名するもの

(事業團の決算に関する経過措置)

第十二条 事業團の昭和六十二年四月一日に始まる事業年度の旧法業務に係る決算並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、な

お従前の例による。

(身体障害者雇用促進協会の役員の任期に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に身体障害者雇用促進協会の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

(新法第六十条第一項等の適用に関する特例)

第十四条 附則第一条规定(第一項第一号から第三項まで)とあるのは、「第五十九条第一項第一号から第一号の三まで」とあるのは、「第五十九条第一項第一号の二」と、「事業所(同項第一号に掲げる業務にあつては、当該

業務を行なう事務所並びにその設置運営を行なう障害者職業センター」以下この条において同じ)とあるのは、「事業所」とする。

2 附則第一条规定(第一項第一号から第一号の三まで)とあるのは、「事業所」とする。

前日までの間ににおける旧法附則第四条第四項の

協会」に改め、同条第五十一号中「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改める。

第十条第一項中「身体障害者雇用促進法」を「障害者の雇用の促進等に関する法律」に改め
る。

第三十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第三十二条 この法律の施行前にした行為(旧法第八十五条第一項第一号に違反する行為に該当するもので、附則第二条の規定によりこの法律の施行の時にその効力を失う旧法第十五条第一項の規定による命令に係るものを除く。)及び附則第十二条の規定により従前の例によることとされる事項に関するこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、障害者職業センターの体系的整備その他の障害者に対する職業リハビリテーションの総合的かつ効果的な推進のための措置及び精神薄弱者に対する身体障害者雇用調整金制度の適用の特例の措置を講ずる等すべての障害者がその職業生活において自立することを促進するための施策の充実強化を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、公共職業安定所及びその出張所の設置等に關し承認を求める件

別紙

一
公共職業安定所及びその出張所

二 公共職業安定所の出張所		名 称	位 置	管轄区域
大 厚木公共職業安定所	北 名古屋市	出張所	市	五所川原市
大 厚木公共職業安定所	北 名古屋市	出張所	市	五所川原市
大 厚木公共職業安定所	北 名古屋市	出張所	市	五所川原市
大 厚木公共職業安定所	北 名古屋市	出張所	市	五所川原市

るため、公共職業安定所及びその出張所を設置する等の必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

るため、公共職業安定所及びその出張所を設置する等の必要がある。これが、この案件を提出する理由である。